# 第32回 佐用町議会[定例]会議録 (第5日)

平成21年12月10日(木曜日)

出席議員 (21名)	1番	石	堂		基	2番	新	田	俊	_
	3番	片	Щ	武	憲	4番	岡	本	義	次
	5番	笹	田	鈴	香	6番	金	谷	英	志
	7番	松	尾	文	雄	8番	井	上	洋	文
	9番	敏	森	正	勝	10番	高	木	照	雄
	11番	Щ	本	幹	雄	12番	大	下言	吉 三	郎
	13番	岡	本	安	夫	14番	矢	内	作	夫
	15番	石	黒	永	剛					
	17番	西	团	]	正	18番	平	岡	きぬ	ゑ
	19番	森	本	和	生	20番	吉	井	秀	美
	21番	鍋	島	裕	文	22番	Щ	田	弘	治
欠席議員										
(名)										
遅刻議員										
(名)										
早退議員 (名)										

事務局出席	議会事務局長	大久保八郎	書記	尾崎基彦
職員職氏名				
	町 長	庵 逧 典 章	副町長	高見俊男
	復興担当理事	山 田 聖 一	教 育 長	勝 山 剛
	天文台公園長	黒田武彦	消 防 長	加藤隆久
	会 計 課 長	上谷正俊	総務課長兼財政 課 長	坪 内 頼 男
	まちづくり課長	前澤敏美	災害復興対策室 長	長尾富夫
	税務課長	保 井 正 文	住民課長	木村佳都男
説明のため出席	福祉課長	内山導男	健康課長	新 庄 孝
した者の職氏名	農林振興課長	小 林 裕 和	商工観光課長	廣瀬 秋 好
(27名)	地籍調査課長	茅 原 武	建設課長	野村 正明
	水道課長	野村久雄	下水道課長	寺 本 康 二
	生涯学習課長	福本美昭	クリーンセンター 所 長	谷 口 行 雄
	教育委員会総務 課 長	福 井 泉		
	上月支所長	達見一夫	南光支所長	春 名 満
	三日月支所長	田村章憲	税務課参事	岩本弘美
				午後から代理 出 席
欠 席 者	教育委員会教育 推 進 課 長	岡 本 正		
(1名)				
遅 刻 者				
(名)				
早退者	税務課長	保 井 正 文		
		午後から早退		
(1名)				
議事日程	別	」 紙	の と :	おり

#### 【本日の会議に付した案件】

- 日程第1. 議案第92号 不動産売買契約の締結について
- 日程第2. 議案第94号 佐用町台風第9号災害検証委員会条例の制定について
- 日 程 第 3 . 議 案 第 95 号 平成 21 年度農作物共済事業の損害防止事業実施に伴う特別積立金 の取り崩しについて
- 日程第4. 議案第96号 農作物共済無事戻し金の交付について
- 日程第5. 議案第97号 平成21年度佐用町一般会計補正予算案(第6号)の提出について
- 日程第6. 議案第98号 平成21年度佐用町国民健康保険特別会計補正予算案(第2号)の 提出について
- 日程第7. 議案第99号 平成21年度佐用町後期高齢者医療特別会計補正予算案(第1号) の提出について
- 日程第8. 議案第100号 平成21年度佐用町介護保険特別会計補正予算案(第2号)の提出 について
- 日程第9. 議案第101号 平成21年度佐用町朝霧園特別会計補正予算案(第2号)の提出について
- 日程第 10. 議案第 102 号 平成 21 年度佐用町簡易水道事業特別会計補正予算案(第 4 号)の 提出について
- 日程第 11. 議案第 103 号 平成 21 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算 案(第 4 号)の提出について
- 日程第 12. 議案第 104号 平成 21 年度佐用町生活排水処理事業特別会計補正予算案(第 2 号) の提出について
- 日程第 13. 議案第 105 号 平成 21 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計補正予算案(第 3 号)の提出について
- 日程第 14. 議案第 106 号 平成 21 年度佐用町笹ケ丘荘特別会計補正予算案(第 1 号)の提出 について
- 日程第 15. 議案第 107号 平成 21 年度佐用町歯科保健特別会計補正予算案(第 1号)の提出 について
- 日程第 16. 議案第 108 号 平成 21 年度佐用町農業共済事業特別会計補正予算案(第 1 号)の 提出について
- 日程第 17. 議案第 109 号 平成 21 年度佐用町水道事業会計補正予算案(第 2 号)の提出について
- 日程第 18. 議案第 110号 物品購入契約の締結について(給食配送車購入事業)

#### 午前09時27分 開議

議長(山田弘治君) おはようございます。早朝よりお揃いでご出席を賜り、誠にご苦労 様でございます。

ただ今の出席議員数は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。 なお、本日、岡本教育推進課長から欠席届が提出され、認めておりますので、報告をし ておきます。

それでは、直ちに、日程に入りますが、日程第1から日程 17 につきましては、12月3日の本会議で、提案に対する当局の説明は、終了しておりますので、順次、質疑、討論、採決を行います。

また、本日、契約に関する案件1件が追加提案されておりますので、あわせて、よろし

# 日程第1.議案第92号 不動産売買契約の締結について

議長(山田弘治君) まず、日程第1、議案第92号、不動産売買契約の締結についてを 議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔岡本義君 挙手〕

議長(山田弘治君) はい、岡本義次議員。

4番(岡本義次君) 4,800万の中でですね、いい金額で買えたと喜んでおりますけれど、 長尾の、ここら辺の平米当たりの単価いくらですか。参考のために。 この土地が 5,755.58 平米と出てございますけれども。

〔町長 挙手〕

議長(山田弘治君) はい、町長。

町長(庵逧典章君) 雇用促進住宅をですね、誘致して、町が土地を買収して、斡旋した わけですけれども、その時の単価は、1万7,000余りですね。

[岡本義君「1平米?」と呼ぶ]

町長(庵逧典章君) 平米がね。はい。

[岡本義君「はい」と呼ぶ]

町長(庵逧典章君) それから、今の実勢価格がいくらぐらいというのは、まだ、評価は しておりませんけれども、少なくとも、あのへんは、宅地として、売買されているのは、 坪でいって 10 万以上の単価で売買されていると思います。

〔岡本義君 挙手〕

議長(山田弘治君) はい、岡本義次議員。

4番(岡本義次君) この 4,800 万の金額そのものは、土地建物突っ込みの中で、はじかれたものと解釈しておるんですけれども、今、土地のね、そういう単価聞いて、坪 10 万ということであれば、この分であればですね、まあ良かったんじゃないかというように、いい買い物をされたと思っております。まあ、参考のために、ちょっと聞いたまでです。

議長(山田弘治君) はい、他に。

## 〔吉井君 挙手〕

議長(山田弘治君) はい、吉井議員。

20番(吉井秀美君) 提案説明の時に、購入後、町営住宅として、若者の定住促進や、それから、また、高齢者向け住宅として活用したいという説明があったんですけれど、そこの点で、これまでにある町営住宅と同じような家賃の考え方なのか、そのへん、家賃の問題というのは大きいものがあると思うんですけれど、その点をお願いしたいのと。

もう1つは、あの住宅が建ったのが、あっ、建ってから 15 年経過するわけなんですけれど、5 階建てですけれど、構造上、エレベーターとても無理というふうに、私も思うんですが、耐震の問題とかですね、今後、手を入れなければならないような問題点というのは、あるんでしょうか。

〔町長 挙手〕

議長(山田弘治君) はい、町長。

町長(庵逧典章君) 町営住宅として管理をしていきますけれども、まあ公営住宅としての補助金とか、そういうものはいただいるものではないので、公営住宅法に則るですね、規制は、制約はですね、まあ、あまりないというふうに思って、町が、ある程度自由にね、考えて、家賃の設定とか、お貸しする条件ですね、賃貸する条件、それは、町の方の条例で決めれるというふうに思っております。

そういう中で、目的にも、そういう若い人達が、公営住宅では入れなかったような方でも入れる。町営住宅ではね、入れなかったような、入居できない方でも入れるような形をとって、考えていきたいと思っているんですけれども、まあ、家賃については、やはり町営住宅がありますのでね、それは、1つの目安として、あまり、その大きな不公平が出ないようにはね、考えていかなきゃいけないと思っていますけれども、その点については、今から、十分に、それぞれの担当課、一緒に課の中で、福祉だとか、管理していくのは建設課の町営住宅の担当、管理の方で管理をしていきますので、一緒に考えて、活用できるようにしていきたいというふうに思っております。

それから、建物については、15年ぐらい経過しますけれども、構造的には、耐震基準がクリアしておりますから、それ、そういう改正以後の建物ですからね、大丈夫です。それはね。まあ、建物も外壁等は、かなり汚れが当然出てきておりますけれども、今、点検をされて、特に、構造的に改修をしなきゃいけないとか、補強しなきゃいけない所はありませんし、大きな、今、改修、修繕費とか、そのメンテナンスに、直ぐにお金が要るというものではないというふうに思っております。

〔吉井君 挙手〕

議長(山田弘治君) はい、吉井議員。

20番(吉井秀美君) まあ、入居の条件がゆるくなるということなんですが、求められているのは、低家賃住宅というのもね、今のこういう景気の時ですから、要求は高いと思うんですが、その点も、まあ今後、協議していっていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

# 〔町長 挙手〕

議長(山田弘治君) はい、町長。

町長(庵逧典章君) 町営住宅の場合には、所得によって、家賃がですね、変わっていきます。かなり一般の住宅と比べても安い、低家賃で入れるように、福祉政策の1つの観点から設定をされておりますのでね、まあ、町営住宅を、凄く上回るようなものは設定はできないと、当然、思いますけれども、現在では、町営住宅、今の雇用促進住宅の家賃というのは、定額ですから、町営、一般的な所得のあれから見れば、町営住宅と比べると、同じ比較すればですね、雇用促進住宅の方が高いんじゃないかなというふうに思うんですけれども、今、入居されて、促進住宅として、ずっと入居されている方もいらっしゃいますよね。当然。その方も引き続いて、契約、入居がしていただく、この変更、切り替えて、町の住宅として入居を希望される方は、入居していただくわけなんで、まあ、そのへんの家賃は、当然、これまでの家賃、町営住宅の家賃、そういういろんな観点と、それから対象者。一律じゃなくてですね、まあ考えていくとかですね、当然、若い人達が、結婚されて、例えば、新居として入居される場合の条件とかですね、福祉住宅として、高齢者の方が入居される場合、いろんなケースが考えられます。まあ、いろんな観点から、考えていきたいというふうに思っております。

〔井上君 挙手〕

議長(山田弘治君) 井上議員。

8番(井上洋文君) ちょっと、1点だけお聞きしたいんですけれども、若者の定住住宅として使用ということに対しては、異存はないんですけれども、高齢者の福祉住宅として使うということであればですね、階段もないし、横の連絡も全然ないということで、高齢者、対案もあまりできないというような状況になるんやないかと思うんですけど、そこら、どういうふうにして使用するわけですか。

〔町長 挙手〕

議長(山田弘治君) はい、町長。

町長(庵逧典章君) 当然、2階とか3階以上になるとですね、高齢者の方が使いにくいと。ただ、1階にも、障害者仕様のですね、部屋も、当初にお願いして作っていただいております。そういう、その高齢者の方に使っていただけるような、この部屋と、例えば、4階、5階というのは、若い人ぐらいしか、本当に、中々使えない部分があるんでね、そのへんは、住み分けをして活用していったらいいやなというふうな、私は、構想は持っております。

[鍋島君 挙手]

議長(山田弘治君) はい、鍋島議員。

21番(鍋島裕文君) これ、ちょっと詳しくお伺いしたいんですが、現在の雇用促進住宅の状況ですね。確かに、被災者が39人ということで聞いておるんですけれども、全室60戸あって、いわゆる被災者は何戸で、雇用促進として入居されているのは、何戸、空きが何戸、分かれば、今の現状を教えていただきたいと思います。

〔商工観光課長 挙手〕

議長(山田弘治君) はい、商工観光課長。

商工観光課長(廣瀬秋好君) 今現在の状況ですけども、仮設住宅として入居をされている所が 31 戸で、人数が 70 人程度です。従前から入居が 16 戸。で、空きが 13 戸という状況でございます。

〔鍋島君 挙手〕

議長(山田弘治君) はい、鍋島議員。

21番(鍋島裕文君) これで契約が成立すればね、売買すれば、町有財産ということになるわけですけれども、それでお伺いしたいんだが、これはどうなんですか、町営住宅条例等ですね、専決でやって、具体的に言えば、町の財産ということになれば、現行の、この被災者の問題は別として、16戸の方は、契約変更になるわけですから、だったら、その月の家賃は、どないなるんだと。当然、町は、条例持ってないんで、家賃は、徴収できないんでね、暫定的な、そういった措置をされるのか、専決でされるのか、そのあたりのことは、どのように考えて考えておられるんですか。

〔町長 挙手〕

議長(山田弘治君) はい、町長。

町長(庵逧典章君) そのためのですね、条例を制定しなきゃいけませんので、その条例は、3月の議会で、上程させていただく予定で、今、準備をしているところなんですけれ ども。はい。

[鍋島君 挙手]

議長(山田弘治君) はい、鍋島議員。

21番(鍋島裕文君) - 売買は、当然、それまでにやるんでしょう。どないなるん。売買。

〔町長「いつ契約するの」と呼ぶ〕

〔商工観光課長 挙手〕

議長(山田弘治君) 商工観光課長。

商工観光課長(廣瀬秋好君) ええっと、今の現在の手続きですけども、今現在は、仮契約をしております。で、今日の、締結の議決をいただいて、本契約ということになります。それで、金額の受け渡しをやりまして、最終的に、所有権の移転は、雇用促進住宅として、3月31日まで、来年。4月1日から町営ということになりますので、それまでの間は、今の家賃でいきます。4月1日から町の条例でいきますということになります。

## 〔鍋島君 挙手〕

議長(山田弘治君) はい、鍋島議員。

21番(鍋島裕文君) じゃあ、最後に1点。まあ、あの、ちょっと分からないんですけども、購入自体はいいんですが、今の雇用促進の入居者がね、家賃面では、町営になった方が安いという話なんだけれども、それによって、いろんな条件で、不利になるような点はないのかと。不利になるんだったら、何らかの形で是正するのか。そういったことなんかは、検討されていますか。

# 〔町長 挙手〕

議長(山田弘治君) はい、町長。

- 町長(庵逧典章君) 今の入居されていた方がね、不利になるようなことは、ちょっと考えられないんですけれども、同じ、契約はそのまま、条件はそのまま、町の方で引き継いで入居していただくということですから。はい。
- 議長(山田弘治君) はい、他にありませんか。 ないようですので、これで本案に対する質疑を終結をいたします。 これから、討論を行います。討論は、ありませんか。

#### 〔討論なし〕

議長(山田弘治君) 討論なしと認めます。これで本案についての討論を終結いたします。 これより、議案第 92 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。 議案第 92 号を、原案のとおり、可決することに賛成の方は、挙手を願います。

#### 〔賛成者 挙手〕

議長(山田弘治君) 挙手、全員であります。よって、議案第 92 号、不動産売買契約の締結については、原案のとおり可決をされました。

日程第2.議案第94号 佐用町台風第9号災害検証委員会条例の制定について

議長(山田弘治君) 続いて、日程第2、議案第94号、佐用町台風第9号災害検証委員 会条例の制定についてを議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

## 〔石堂君 挙手〕

議長(山田弘治君) はい、石堂議員。

1番(石堂 基君) 昨日の一般質問の時間で聞けば良かったんですが、もれておりましたので、ここでお伺いをします。

条例中の第6条、ワーキング部会ということで、位置付けがあるんですけれども、これの具体的な部会の作業と言うんですか、この構成員も含めてですけれども、少し具体的な説明をお願いします。

それと、もう1点、この中には、触れておられないんですけれども、当然、こういうような委員会というのは、一般に開放、傍聴というのが、公開というのが原則だと思うんですが、公開以上に、被災地なり住民の意見公聴会ですね、こういうようなものの開催の予定、それが、あるかなしか、その2点についてお伺いします。

## 〔復興担当理事 挙手〕

議長(山田弘治君) 復興担当理事。

復興担当理事(山田聖一君) ワーキング部会の構成でございますけれども、検証分野につきまして、本部体制でありますとか、関係機関の連携、あるいはボランティアとの、ボランティアの受け入れとか、派遣の体制ですね、そういったいくつかの分野について、ワーキングを設けようというふうに、今のところ考えております。

勿論、検討委員会の委員と相談をした上になりますけども、そういった形でもって、ワーキング部会を設ける必要があるのかなということで、今、用意しているいうことでご理解いただいたらいいと思います。

ワーキング部会の方は、それぞれの検証委員の先生のですね、専門分野に応じて、あるいは担当分野に応じて、持ってまいります。その中に、例えば、ボランティアであれば、社協の方々でありますとか、実際にボランティアに入っていただいたような団体の方とかいったようなことも、ワーキング部会の方には入って来るのかな。また、本部体制なんかの検証におきましては、勿論、役場の職員も入って参りますけれども、関係機関との連携といった意味では、県の防災の担当の所でありますとか、あるいは、西播磨県民局のですね、防災担当。あるいは、土木事務所といったようなところに、ワーキングへの参加を求めて参ろうというふうに考えております。

それから、委員会の公開についてなんですけれども、今、こういった委員会については、 復興委員会は勿論、公開でやらしていただいたわけなんですけれども、一定、こう、こう いった行政が設けて、で、お願いしている委員会というのは、だいたい公開の流れであろ うかなというふうには、思っています。ただ、委員会の委員の先生のご意見を聞いた上で、 これは決めさせていただかないと、いけないと思っておりますので、ご承知おきいただき たいなと、ご理解いただきたいなと思っております。

それから、公聴会につきましても、これは必要があれば行っていくことにはなるのかなと思うんですが、これも、委員の先生のですね、方で、これは、公聴会というか、実際に地元の方の意見を直接に、インタビューしたいんだとか、いったような話になれば、そういった行動もやっていかないといけないと思っています。

以上です。

議長(山田弘治君) よろしい。

1番(石堂 基君) はい。

議長(山田弘治君) ええっと、他に。

〔鍋島君 挙手〕

議長(山田弘治君) はい、鍋島議員。

21番(鍋島裕文君) じゃあ、お伺いします。

1つはね、この条例は、来年の3月31日でもう、限りで、効力を失うという点ですね、いや果たして、それで検証できるのかなというふうに、ちょっと思うんです。

と言うのは、国土交通省近畿地方整備局が、この9号台風災害に対してね、検証する検討会を11月30日に第1回開いて、で、検討結果を来年の夏時分にね、提言するということで、先日報道されているんですね。まあ、一定、半年ほどかかるんかなというふうに思うんですけれども、その点からすれば、この3月31日限りということになれば、まあ、それまでに十分できるんだという目途があってのことだと思うんですけれども、どうなのかなという1つは疑問があります。

で、もしも、検証が十分できなければ、ただ、条例を変えたらいいというだけの話なのか、そのあたりを、なぜ3月31日と規定しているのかね、そういった内容について、お伺いいたします。

#### [復興担当理事 挙手]

議長(山田弘治君) はい、復興担当理事。

復興担当理事(山田聖一君) まず、近畿整備局の方で、委員会、被害軽減のための検討委員会というような形で、設けられています。それ、私も、オブザーバーとして参加させていただいてるんですけれども、近畿整備局の方では、氾濫流の、どう言うんですか、シュミレーションみたいなですね、ハード整備にかかる検討を、かなりやられるように聞いてます。そういった意味で、一定の時間というのは必要なのかなということなんだろうというふうに、これはもう、私の推測するだけなんですけれども。

町の検証委員会の方、3月末と、こうしておりますのは、次の、出水時期というのが、やはり6月頃にはやってくるわけで、それまでにはですね、地域防災計画なり、あるいは、町の防災体制というのをですね、水害に備えたものという部分については、しっかりとしていかないといけないというふうに考えておりますので、それまでに検証の方も終えていかないといけない。そういう逆算のスケジュールで言えば、本年度中には、必ず検証を行っていかないといけないだろうということで、まずは、お尻が設定してあるわけですけれども、その間にですね、それまでに、町の方の今の、今までの、今までのというか、これまでもですね、9月以降、少しずつ、いろんなデータを聞き取ったりして、整理して、事務的には、整理を少しずつ進めておりますので、3月中には、検証の結果というのを出せるように、努力したいと思っております。

議長(山田弘治君) よろしい。 他に。

## [金谷君 挙手]

議長(山田弘治君) 金谷議員。

6番(金谷英志君) 先ほどの石堂議員等の質問にも関連するんですけど、その検証分野 ごと、いろいろあると言われたんですけど、委員の方は、7人ですから、それぞれ専門の 委員の方が入って、検証分野には、入るということですから、だいたい7つぐらいに分か れる。また、専門分野ですから、あるいは、またがるいうことはないと思うんです。考え られるんですけれども、検証分野、もうちょっと細かく、今、考えておられるのは、ある 程度、絞られているんじゃないかと思うんですけど、いかがですか。

## 〔復興担当理事 挙手〕

議長(山田弘治君) はい、復興担当理事。

復興担当理事(山田聖一君) 例えば、例えばと言うか、これは、台風 23 号での、県の検証 分野で言えば、本部体制。それから、本部体制についての検証。それからあと、河川、治 山のハード整備ですね、いったようなものの分野。それから、ボランティアへの対応の分 野。それから、ちょっと待ってください。

かなり、ちょっと広い分野別を設けてやっておるんですね。ちょっと、直ぐ出てこないんで、あれですけど。

で、町の方で考えておりますのは、これは、もう、これも、やはり委員会の委員の先生とですね、少し打ち合わせをして、させていただかないと、ワーキング部会を、こういうふうに設けましょうねというのは、はっきりと決めることはできないとは思っているんですけれども、大きく、町の中での災害対応。それから、それと違って、それと違ってと言うか、それ勿論連携はしていくんだけれども、地域での防災への取り組み、その時の取り組みでありますとかいったようなこと。

で、外の所には、勿論、ボランティアさんの、それから終わってからの話として、終わってからって、初動体制ではなくって、今度、緊急の体制としてですね、ボランティアさんの受入れですとか、派遣ですとかいったような、そういった体制、そういった、大きくは、そんなところかなというふうに、今は、考えてます。

これはもう、検証委員会の委員の先生と、いくつか打ち合わせをしないと決めていけないかなとは思います。

議長(山田弘治君) 他に。

他に、質疑はないようですので、これで本案に対する質疑を終結をいたします。 これから、討論を行います。討論はありませんか。

#### 〔討論なし〕

議長(山田弘治君) 討論なしと認めます。これで本案についての討論を終結をいたしま す。 これより、議案第94号を採決します。この採決は、挙手によって行います。 議案第94号を、原案のとおり、可決することに賛成の方は、挙手を願います。

## 〔賛成者 挙手〕

議長(山田弘治君) 挙手、全員であります。よって、議案第 94 号、佐用町台風第 9 号 災害検証委員会条例の制定については、原案のとおり、可決をされました。

日程第3.議案第95号 平成21年度農作物共済事業の損害防止事業実施に伴う特別積立金の取り崩しについて

議長(山田弘治君) 続いて日程第3、議案第95号、平成21年度農作物共済事業の損害 防止事業実施に伴う特別積立金の取り崩しについてを議題といたします。 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

#### 〔質疑なし〕

議長(山田弘治君) ないようですので、これで本案に対する質疑を終結をいたします。 これから、討論を行います。 討論はありませんか。

#### 〔討論なし〕

議長(山田弘治君) 討論なしと認めます。これで本案についての討論を終結をいたしま す。

これより、議案第 95 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。 議案第 95 号を、原案のとおり、可決することに賛成の方は、挙手を願います。

#### 〔賛成者 挙手〕

議長(山田弘治君) 挙手、全員であります。

よって、議案第95号、平成21年度農作物共済事業の損害防止事業実施に伴う特別積立金の取り崩しについては、原案のとおり、可決をされました。

#### 日程第4. 議案第96号 農作物共済無事戻し金の交付について

議長(山田弘治君) 続いて、日程第4、議案第96号、農作物共済無事戻し金の交付に ついてを議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

#### 〔笹田君 挙手〕

議長(山田弘治君) 笹田議員。

5番(笹田鈴香君) お尋ねします。昨年、こういった同じ議案が出てたわけですが、名 簿が付いていたんですが、今回は、名簿がないんですけども、その理由は、大きな理由が あるのかどうか。お願いします。

# 〔農林振興課長 挙手〕

議長(山田弘治君) はい、農林振興課長。

農林振興課長(小林裕和君) 特に、大きな理由はないんですけれども、昨年は、名簿が付いていたんですかね。ちょっと、この4月からやってますので、ちょっと、そこまで気が付きませんでした。

# 〔笹田君 挙手〕

議長(山田弘治君) 笹田議員。

5番(笹田鈴香君) 何か、問題があって、こう、なくなったのかなと思ったので、お尋ねしました。はい。

議長(山田弘治君) 他に、ありませんか。 他に、質疑がないようですから、これで質疑を終結いたします。 これから、討論を行います。討論はありませんか。

#### 〔討論なし〕

議長(山田弘治君) 討論なしと認めます。これで本案についての討論を終結いたします。 これより、議案第 96 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。 議案第 96 号を、原案のとおり可決することに賛成の方は、挙手を願います。

## 〔 賛成者 挙手〕

議長(山田弘治君) 挙手、全員であります。よって、議案第 96 号、農作物共済無事戻し金の交付については、原案のとおり可決をされました。

日程第5.議案第97号 平成21年度佐用町一般会計補正予算案(第6号)の提出について

議長(山田弘治君) 続いて、日程第5、議案第97号、平成21年度佐用町一般会計補正 予算案(第6号)の提出についてを議題といたします。 これから質疑を行います。質疑のある方。

#### 〔岡本義君 挙手〕

議長(山田弘治君) はい、岡本義次議員。

4番(岡本義次君) 6ページの 10番ですね、一番上、地方交付税の特交の災害分で、 2,942万4,000円付いておりますけれど、先だって、いろいろ査定がありましたね。その 査定した分については、順次、どう言うんですか、もう来年度分で入って来るんか、そこ らへんについての見通しいうんは、どんなんですか。

〔町長 挙手〕

議長(山田弘治君) はい、町長。

町長(庵逧典章君) ずっと土木災とか農災査定いただいている分は、特交というんじゃなくって、災害の補助災としていただくものですから。

ただ、今後ですね、特交というのは、大きくは、ごみの処理等の、また、最終的な査定があるんですけれども、そういう処理、補助金が2分の1ですけれども、後はまあ、今度は、こういう特別交付税等でいただかなければならないということになっております。

今回につきましても、この特別交付税充てているのは、そういう災害のごみの処理の処分費、これの特交分として、だいたい予定できるものを挙げさせていただいております。

# [岡本義君 挙手]

議長(山田弘治君) 岡本義次議員。

4番(岡本義次君) この 2,942 万 4,000 円は、そのごみの分かった分について入って来ておると、こういうふうな解釈ですか。

〔町長 挙手〕

議長(山田弘治君) はい、町長。

町長(庵逧典章君) いや、これ予定をしているということですから、これだけ入るかどうかというのは、分からない。

まあ、その枠内で、できるだけ、入るだろうというものを予定させていただいております。

#### [鍋島君 挙手]

議長(山田弘治君) はい、鍋島議員。

21番(鍋島裕文君) その特別交付税の関連でね、この間の補正は、町長言われたように、 災害ごみの事業費のね、半分の補助の、その半分の8割という説明があったんですけれど も、通常の特別交付税が、12月、3月、決定されますけれども、ちょっと伺っておきたい のは、この災害ごみ、廃棄物事業に対する特別交付税手当分というのがね、従来、特別交付税というのは、災害があれば増えるというふうに、内容的になっておるわけですけれど も、この災害の関係とは別枠でね、今度 12月、だいたい全体の3分の1決定されますけれども、通常分が。それは、災害ということで、いわゆる増額されたというふうにみてお

っていいのか。勿論、未だ決定は、内示はされてないんだと思いますけれども、それは、 どのように見たらいいんですかね。

〔町長 挙手〕

議長(山田弘治君) はい、町長。

町長(庵逧典章君) はい、12月の分はですね、通常分で、ルールに基づいたものだけですから、どれぐらいな金額になるか分からないですけれども、まあ、当然、災害等における、この特別な事情ということの中で、交付税を相当、期待をしております。そうないと、予算が組めません。

で、昨年が、6億ぐらいだったと思うんですけれども、昨年、今年がですね。昨年ですね。今年の分としては、少なくとも、10億ぐらいな、特別交付税を、いただきたいというふうには、一応財政的には、考えております。

議長(山田弘治君) はい、他に。

〔金谷君 挙手〕

議長(山田弘治君) はい、金谷議員。

6番(金谷英志君) 15ペーシの総務管理費で、地域活性化・経済危機対策事業費、これは、20年度、当初に表をいただいたんですけれども、この中で、工事請負費、提案説明の中では、グラウンドゴルフ場の事業を中止いうことなんですけれど、それと子育て応援特別手当、これも政府の方針であると思うんですけど、この全体的に、この地域活性化・経済危機対策臨時交付金、これは、政府の方で、直接これを、この事業に充てなさいとか、子育て応援については、そうでしょうけども、この、上月のグラウンドゴルフ場の中止なんかは、それは、ある程度、町の方で采配ができる交付金ということなんでしょうか。全体、これ、特に、こういうふうに挙げられているんで、全体的には、どういうふうになるんでしょうか。

# 〔総務課長兼財政課長 挙手〕

議長(山田弘治君) はい、総務課長兼財政課長。

総務課長兼財政課長(坪内頼男君) 交付金の充当の予定額については、変更はありません。 ということは、町の方で、その交付金を、どの事業に充てるかと。どのぐらい配分するか というのは、町の方の判断。判断というんですか、予定ですので、今回の補正につきましても、交付金の総額での充当の予定額については、変更はありません。その中で、今回、 例えば、笹ヶ丘のグラウンドゴルフ場の整備につきましては、現実、施行は不可能という ことで、全額、その充当を落としておりますけれども、それに変えて、例えば、特別手当 の見直しによって、これは、就学前はなくなったんですけれども、町としては、子どもす くすく応援券の交付。そういう物を増額して、その交付金そのものの、充当を変更していると、そういう内容です。

6番(金谷英志君) はい、よろしいです。

議長(山田弘治君) えっと、他に。

〔吉井君 挙手〕

議長(山田弘治君) 吉井議員。

20番(吉井秀美君) 先ほどの、説明についてなんですけれど、その総額としての変更はないということなんですが、それなら、具体的に、どこに、どう減って、どう増えてきたかということを、具体的にお願いします。

〔総務課長兼財政課長 挙手〕

議長(山田弘治君) 総務課長兼財政課長。

総務課長兼財政課長(坪内頼男君) この補正予算の、その項目で、若干説明させていただい た方がいいと思いますので、例えば、委託料ですけれども、測量調査設計委託料、これに つきましては、先ほどのグラウンドゴルフ場の整備関係の設計委託いうことで、減額 300 万。

それと、携帯電話の基地局の関係で、大日山地区が、ドコモが単独施工するという中で、 それについても、414万減額しています。で、その反対に、生活道路ということで、道路 舗装改良関係の設計費を880万増額しています。そういう差し引きで、測量調査委託料に ついては、結果として166万の増額をさせていただいていると。

後、住宅用の火災、これは、そのまま火災報知器の委託料です。

それから、工事関係ですけども、工事関係の 4,454 万の内訳ですけども、先ほどのグラウンドゴルフの工事費 3,200 万の減額。それと、先ほどの携帯電話の基地局の関係で 1,554 万の減額。逆に、獣害防止関係の網の設置ということで、これにつきましては、負担金補助及び交付金の中の獣害防止柵等設置事業補助金、これを、当初、まあ補助金で予算計上してますけども、これを 300 万、工事の方に振り替えということで、それの差し引きで 4,454 万になります。

土地購入関係につきましては、これは携帯電話の基地局の土地購入費の減額です。

後、特に大きいのは、19節の子育で応援手当、これが3,312万。これは全て、子育での、就学前の子育での、その減額分です。逆に、子どもすくすく応援券実施事業補助金、これ1,318万増額をしていますけれども、元々、当初予算で、1,986万ありましたので、合計で3,304万になります。

それと、公課料、これについては、額が少ないですけれども、消防の多目的車の購入の際の重量税です。

それと、繰出金。これにつきましては、簡易水道の特別会計の繰出金ですけれども、内容としては、水質計器の更新工事ということで、これにつきましても 600 万、交付金を充当をしております。以上です。

議長(山田弘治君) よろしい。他に。

〔矢内君 挙手〕

議長(山田弘治君) はい、矢内議員。

14番(矢内作夫君) ええっと、その同じページのね、15ページの委託料の住宅用火災 警報報知器の委託料なんですけれども、208万9,000円。これ、どういった所に、何件ぐ らいの予算になっておるんか、ちょっとお願いします。

〔福祉課長 挙手〕

議長(山田弘治君) 福祉課長。

福祉課長(内山導男君) この住宅用火災警報装置につきましてはですね、70歳以上の独居もしくは高齢世帯で、住民税非課税という要件があるんですが、その家庭及び身障者、身障手帳の1、2級所持者、それから、精神保健手帳等の所持者等、いわゆる災害弱者的な方の非課税世帯を対象として、この各戸に2器の、2つの火災警報装置を付けたいということで、当初、400万予算化をさせていただいておりました。その後、非課税世帯等の調査の中で、いわゆる対象者件数が、約1,200件ほど出て参りましたので、当初、予算化しておりました400万では、少し足り苦しいということで、今回、200万、208万9,000円を追加していただいて、約600万の予算でやっていきたいと。だいたい、1戸当たり、町内の業者さんと見積をいただいておりますので、1戸当たり約8,000円程度で、今のところ、750件、町内で設置する予定で、これも災害で準備が遅れたんですが、今、それぞれのご家庭に案内をしてですね、申し込んでいただくという対応をとっております。

議長(山田弘治君) よろしい。 他に。

〔笹田君 挙手〕

議長(山田弘治君) はい、笹田議員。

5番(笹田鈴香君) 11ページなんですけれども、先ほど、携帯電話の基地のことが出てましたが、携帯電話エリア整備事業負担金が、マイナス 40 万なんですが、これは、先ほどの説明と関連しているのか、この中身の説明をお願いします。

〔まちづくり課長 挙手〕

議長(山田弘治君) はい、まちづくり課長。

まちづくり課長(前澤敏美君) 携帯電話基地局のですね、これは事業者からの負担金ということでございまして、先ほど来、総務課長の方から、NTTドコモが、大日山の分については、単独施工するというふうなことで、お話をいただきましたけれども、当初ですね、3基を予定をいたしておりましたけれども、大日山地区については、NTTがやるというふうなことから、事業者負担分が減額になるということで、今回、ここに 40 万減額ということで計上をさせていただいております。

# 〔笹田君 挙手〕

議長(山田弘治君) はい、笹田議員。

5番(笹田鈴香君) それで、今、言われた、NTTドコモと言われたんですが、自分とこで持ってくれることは、それは、いいことなんですけれども、この、こういった携帯電話の不感地帯は、たくさんあるわけなんですけれども、このNTTドコモに、お願いをしているいうことだと思うんですが、会社、携帯電話の会社とすれば、auとか、その他、固有名詞出しますと、auとかありますね。それらに対して、こういった、やって欲しいということは、言われているのかどうか。

それから、なぜ、NTTだけかどうか分かりませんが、そのへんを詳しくお願いします。

〔まちづくり課長 挙手〕

議長(山田弘治君) はい、まちづくり課長。

まちづくり課長(前澤敏美君) 携帯電話の不感地域につきましてはですね、採択基準がございまして、一定の採択基準がございまして、その中で、今回3地区ということで、臨時議会におきまして、3地区をですね、提案をさせていただいたところでございますけれども、その後、大日山地域については、NTTドコモがやるというふうなことでございますが、業者の関係でございますけれども、県の方でですね、各電話会社に呼びかけをしていただいております。そういった中で、やりましょうというふうに言っていただいたのが、NTTドコモだということで、それ以外の所については、手を挙げられなかったというふうな状況でございます。

[岡本義君 挙手]

議長(山田弘治君) はい、岡本義次議員。

4番(岡本義次君) 9ページ、15番の民生の県の補助金の、グループホームの新規開設 サポート事業補助金の 150万付いておりますけれど、これについては、どこの場所で、何 人ぐらいの方が、そこへ利用されたり、そして、補助金の率いうんですか、それは、どう いう格好の中で、出ておりますか。

〔福祉課長 挙手〕

議長(山田弘治君) 福祉課長。

福祉課長(内山導男君) このグループホーム等の新規開設サポート事業補助金、150 万円に つきましてはですね、ちょっと災害絡みになりましてですね、いちょう園さんが、この役場の直ぐ東側でたんぽぽというグループホームを開設されております。で、このたんぽぽも、この同じ役場の近くですから、相当被害を受けてですね、その災害復旧でやられるという話で、いろいろ調整しておったんですが、このグループホームは、いちょう園さんが、全くの民家を借り上げられてやっておられますので、その所有権等の問題があってですね、災害復旧事業にあたらないということになりましたので、急遽、それに見合う事業という

ことで、このグループホームのバリアフリー化事業というのが、この新規開設サポート事業の中にありますので、その補助を受けられて、災害復旧にあてられるということで、実質的には、100パーセント、この歳入で150万いただいてですね、直接また150万をいちょう園さんの方へ支給するという形になります。実質的なグループホームの利用者は、今、4名だと思います。

今まで、いちょう園の入所者の中で、自立訓練ということで、ここのグループホームで生活しながら、いちょう園の方へ通われてた方がですね、被害受けられて、今、いちょう園の方へいらっしゃるんですが、これを改修してですね、また、グループホームとして再開するという運びになっております。

# [岡本義君 挙手]

議長(山田弘治君) はい、岡本義次議員。

4番(岡本義次君) 同じ9ページのですね、45番の災害復旧費の県の補助金でございますけれども、10番、6億6,533万ほど付いていますけれど、これについては、場所的にですね、主だったところ、どういう場所から、どういう中身の工事を、どういうふうな感じでやっていくか、ちょっと説明お願いします。

# 〔農林振興課長 挙手〕

議長(山田弘治君) 農林振興課長。

農林振興課長(小林裕和君) 場所についてはですね、今回、災害復旧、本災を受けた箇所です。

一般質問の答弁にもさせていただいたように、水の手当てからですね、用水の手当てから、最初に確保していくということで、今回ですね、未だ内示は、未だ来ておりませんけれども、416 件のうちですね、200 件ぐらいはですね、今年度で対応できるようにということで、個別な箇所いうのは、未だこれから予算調整をしなければなりませんので、決めておりませんけれども、そういう対応をしていきたいということで、計上させていただいております。

#### 〔片山君 挙手〕

議長(山田弘治君) 片山議員。

3番(片山武憲君) 先ほどから、携帯電話のことで、2度ほど回答がありましたけれど も、その関連しまして、お願いします。

携帯電話の不感地域でいうことで、どうかな、年度で、予定されているとこで、その結果、さっき1箇所が負担が必要でなくなったいうことも出ておりましたけれども、その予定がこんだけあるんですよとか、電波の不感地帯とか、そういう資料いうんですか、教えていただくいうことは、できますか。

## 〔まちづくり課長 挙手〕

議長(山田弘治君) まちづくり課長。

まちづくり課長(前澤敏美君) 私ども、不感地帯、町として把握いたしております不感地帯はですね、まあ、不感地帯と言いますのは、電話会社が、auで、先ほどおっしゃるauでありますとか、あるいはソフトバンクといったような会社もありますけれども、どこかの電話会社の電波がはいればですね、不感地域にならないというふうなことになっておるようでございまして、ずっと、調査をいたしました中では、大日山、それから西新宿、それから奥海ですね、そういった所が、不感地域であったという状況でございます。

まあ、いろんな谷とかですね、そういった所を車で通行しておりましたら、一部電波の通らないような、通じないような所もございますけれども、そういった所については、居住がないとか、そういったような観点からですね、不感地域というふうには、認識をいたしておりません。

で、今後の計画でございますけれども、NTTとかに聞きましたところによりますと、随時、整備をしていきたいというふうなことは、言っておられますけれども、そういった話の中で3地域、実質は、2地域になりましたけれども、そういった所については、整備予定がないというふうなことから、今回、町が対応させていただいたというふうなことでございまして、具体的に、どこを、どの年度に、どういった形でやっていくかというふうな、NTTの計画については、ちょっと、こちらの方では、把握をしておりません。

〔片山君 挙手〕

議長(山田弘治君) はい、片山議員。

3番(片山武憲君) すいません。お聞きするだけですので。

ああ、あの、だから、公のですか、自治体などから、補助をいただく、いただいて基地 局を、アンテナ立てるとか、そうでなければ、単独でいうことで、当然、町にも情報が入 らないいうことを、いろんな様々なんが、あるらしいですけれども、たまたま、ここ2、 3週間以内でしたけれども、ちょっと、電話がありまして、電話の、携帯電話のアンテナ を立てたいんやいうことで、そういう業者さんが来られたんやけれども、まず最初に、そ の一般の方が、いきなり来られて、果たして、その人が、どういう人やとか、どこの人や とか信用できるのか。当然、契約行為とか、契約行為などもありますでしょうし、そうい うことからまず、どんなんやろうないうことで、問い合わせがあって、たまたまあって、 今回、こういう補正で出てましたので、もし、そういう把握できておった、予定されてお った、そういう地域は、せめて、今度、先ほどお聞きしましたんでも、事前にお聞きして おれば、そんなんで、合致すれば、自信を持って言うんですか、それは、こうですよ。言 えますし、それ以外は、後、業者さんの自由ですから、そうはいかないんですけども、そ れと、皆さん、それぞれ、私とこの地域でもそうですけども、ちょっと姿勢を変えると携 帯が使えないいうようなね、いうこともありますので、それが、たまたま、こういう自治 体などが補助を出してでもいうことで、たまたま上がっておったら、それは、それで、ま た可能性があるんですけれども、また、その内に、また良くなるんかな思うてしておった ら、いつまでも、そのままいうことがありましたんで、それで、いろんな、これまでのや り取りの中で、そういう資料があればね、どこの会社のが、あれば、また、それぞれの皆 さんが、また、ここ放っておいたら、誰もしてくれへんなとかあって、判断できますし、 いろんな形で、アクション起こす、業者さんに対していうこともできますので、もし、そ ういう、せめて電波の、そういう地図上ですか、あんなんでもあれば、差し支えなければ、

いただけたらいいなと思っただけでございまして、よろしくお願いします。

〔まちづくり課長 挙手〕

議長(山田弘治君) まちづくり課長。

まちづくり課長(前澤敏美君) 電話会社がですね、電波の届く範囲、そういった所をいる塗りした、そういった図面はですね、あることを、私も承知をしております。そういった意味で、そのものは、会社自体が保有しておるものだというふうに思っております。

是非、ご要望でしたら、私どもの方で取り寄せてですね、また、お届けをさせていただきたいというふうに思いますが。

〔片山君 挙手〕

議長(山田弘治君) はい、片山議員。

3番(片山武憲君) すんません。長くなりまして、まあ、今、いい回答いただきましたんで、そういう手に入るんでしたら、この皆さん、全議員にお配りしていただければ、いるんな意味で、また、特に、この災害とかのこともありましたし、結構、携帯電話が、貴重な、貴重いうんか、大変役に立ちましたんで、そういうことを、意見として、質問させていただきました。ありがとうございました。

〔井上君 挙手〕

議長(山田弘治君) 井上議員。

8番(井上洋文君) 9ペーシの一番上、総務費の県の補助金で、緊急雇用創出補助事業 補助金なんですけれども、これ、15事業ぐらいですね、3年間で、124名、21年度は48 名の雇用ということの分だと思うんですけれども、そうですか。

〔商工観光課長 挙手〕

議長(山田弘治君) はい、商工観光課長。

商工観光課長(廣瀬秋好君) その事業のとおりです。

で、今回マイナスにしたのは、全体としては、金額が変わらないんですけれども、この 災害で対応できなくなった分を、22 年度に送ったりというようなことで、操作をしました ので、今年度分について、減額をさせていただいたということでございます。

〔井上君 挙手〕

議長(山田弘治君) はい、井上議員。

8番(井上洋文君) これ、どうですか。募集したりしているメンバー等があったという ことじゃなかったんですか。それは、未だやってなかったんですか。

# 〔商工観光課長 挙手〕

議長(山田弘治君) はい、商工観光課長。

商工観光課長(廣瀬秋好君) 実施できる分については、既に募集したりいうことで、スタートしております。

で、もう全然、例えば、防犯灯の台帳整理とか、いろいろあるわけですけれども、こういうのは、今からでは、ちょっと無理だろうということで、次年度に回したというようなことで、いくらかは、今年度で、消化もしておるということでございます。

〔井上君 挙手〕

議長(山田弘治君) はい、井上議員。

8番(井上洋文君) 緊急の雇用だったんでね、そういう当てにされてた方がですね、ど うかなと思ったんですけれども、そこら、スムーズにできたわけですか。

〔商工観光課長 挙手〕

議長(山田弘治君) 商工観光課長。

商工観光課長(廣瀬秋好君) はい、募集した時に、少しオーバーして、辛抱していただくような状況もあったんですけども、感じとしては、今年度分については、何とか、消化ができて、雇用の促進にも、少しは、役に立ったというふうには感じています。

議長(山田弘治君) 他に。

〔岡本義君 挙手〕

議長(山田弘治君) はい、岡本義次議員。

4番(岡本義次君) 16ページ、60番の自治振興費でございますけれど、いわゆる自治会の集会施設に 2,000万とコミュニティ広場の 1,500万ですね、これらについては、全自治に該当して、均一にやっておるんですか。その中身的には、どんな。

〔まちづくり課長 挙手〕

議長(山田弘治君) はい、まちづくり課長。

まちづくり課長(前澤敏美君) 自治振興費の、自治会集会所施設整備事業補助金 2,000 万円。 それから、コミュニティ広場設置事業補助金 1,500 万円。この関係でございますけれども、 今回の台風 9 号災害に伴いまして、自治会のですね、集会施設並びにですね、集落内にご ざいます、そういったコミュニティ広場等が、かなり被災を受けております。そういった ことで、町の方ですね、査定額の 9 割を助成をさせていただくいうことで、準備をさせて いただいておるわけでございますが、自治会の集会所につきましてはですね、佐用地域におきまして、6集落。上月地域におきまして、7集落。それから、広場につきましては、佐用地域におきまして、2集落ございますけれども、1集落については、現在どうするかということで、未だ、協議中でございますが、上月地域におきまして、6集落といったような状況をですね、被災を受けておるということでございまして、それのですね、整備補助金ということでございます。

[金谷君 挙手]

議長(山田弘治君) はい、金谷議員。

6番(金谷英志君) 29ペーシ、農業費の農業振興費、その中で、説明欄に、集落営農用機械整備補助金、これ当初予算 500 万でしたから、400 万の減額。当初では、田植え機とかコンバインいうことなんですけれども、それとその下の地域農業再生対策事業補助金1,200 万、この減額と増額の内容について。

## 〔農林振興課長 挙手〕

議長(山田弘治君) はい、農林振興課長。

農林振興課長(小林裕和君) 当初予算ではですね、集落営農いうことで、機械をですね、購入を予定していたんですけれども、この災害においてですね、県の方の施策で、地域農業の再生対策事業というメニューが出てきました。それにですね、トラクターなりコンバインなりの購入をですね、そちらに振り替えさせていただいたということで、その400万は、そちらの事業の方に振り替えをさせていただいて、地域農業再生対策事業の方で、取り組むということになりました。

〔金谷君 挙手〕

議長(山田弘治君) はい、金谷議員。

6番(金谷英志君) 振り替えて、400万。1,200万。その差額は、少し、全体的に、それは、また、当初から予定しておった分より増えたいうことなんでしょうかね。増えた内容。はい。

# 〔農林振興課長 挙手〕

議長(山田弘治君) 農林振興課長。

農林振興課長(小林裕和君) これはですね、集落営農等の皆さんにですね、災害以後、そういう説明をJAなり普及センターとも一緒になってですね、協議をして、説明して、その購入のですね、要望が増えたということでですね、その増えた分を計上させていただいたということです。

要望は、たくさんあるんですけれども、全ての所がですね、網羅できませんので、順次、 緊急な所から、対応していくという形になります。 6番(金谷英志君) はい、分かりました。

議長(山田弘治君) はい、他に。

〔石堂君 挙手〕

議長(山田弘治君) はい、石堂 基君。

1番(石堂 基君) 11ペーシ、諸収入の関係でお伺いするんですけれども、雑入の関係で、公用車災害給付金、直接、この項目ではないんですが、今回の場合、多数の台数の公用車が水没をし、廃棄ということになっておると思います。で、あの、当然、それぞれに、公課費、重量税等ですね、それから自賠責、免除になる部分もありますけれども、かけられていて、廃車になれば、必然的に、そのお金が返ってくるわけですけれども、これの戻入、戻しですね、これは、もう既に、予算上行なわれているのか、あるいは、どこかに、もう入っているのか、その説明お願いします。

それと、金額と件数と。

# [総務課長兼財政課長 挙手]

議長(山田弘治君) 総務課長兼財政課長。

総務課長兼財政課長(坪内頼男君) まだ、その公用車の廃車等、ここに挙げている災害給付金については、消防の多目的車、その分の給付金を入れてます。

それと、確か、補正、災害関係の5号までの補正でも入れてますけれども、総額的な台数及び、その給付金等については、未だ、整理はしておりません。まだ、全て、手続き等も、未だ終わってない部分もあります。

それと、その後、使えるということで、使用していた公用車についても、使っているうちに、いろんな部分で故障したりして、廃車にすると、そういうふうなことも、未だ、継続してますので、今、お尋ねの台数、それから、そういった場合の公課費とか、そういうものについての一括した整理は、未だできておりません。

#### 〔石堂君 挙手〕

議長(山田弘治君) はい、石堂君。

1番(石堂 基君) 整理ができていないのは、承知したんですけれども、適正に、業者 の方からは、お金が返ってきておるということで、よろしいんですか。

〔総務課長兼財政課長 挙手〕

議長(山田弘治君) はい、総務課長兼財政課長。

総務課長兼財政課長(坪内頼男君) 公用車等の業者からのと言いますと。

議長(山田弘治君) はい、石堂議員。

総務課長兼財政課長(坪内頼男君) ああ、保険金につきましては、それは、勿論、きっちりと手続きして、保険金等については、入れております。はい。

〔石堂君 挙手〕

議長(山田弘治君) はい、石堂議員。

1番(石堂 基君) すいません。1回目の質問の趣旨がちょっと、うまく伝わってなかったんで、再度申し上げます。

通常に、私達が使用する車両でもそうですけども、公課費あるいは自賠責等は、年度途中で廃車をすると、月割りで、お金が返ってきます。その分を、ちゃんと把握して、いくらぐらい、当初の段階で返って来ているのかという、ザクッとした数字で結構ですから、教えていただきたいと。当然のことながら、業者からは、そのお金は、返って来ているんでしょうねという問いです。保険金ではありません。

[総務課長兼財政課長 挙手]

議長(山田弘治君) はい、総務課長兼財政課長。

財政課長(長尾富夫君) その都度、そういった公課料とか、そういうものについては、精算 して、随時入って来ております。

総額については、先ほど、お話しましたように、ザクッと言われましたけれども、それ については、私は、ちょっと把握しておりません。

〔石堂君「予算上は、ちゃんと、適正に、どこに入っているんですか。それを一番最初にお伺いしましたけど」と呼ぶ〕

総務課長兼財政課長(坪内頼男君) そしたら、詳しく調べて、また。

〔町長「町の場合は、そのあれが違うからな。民間、公用車の場合は」と呼ぶ〕

総務課長兼財政課長(坪内頼男君) 今のお尋ねの件、調べて、また報告させていただきます。

議長(山田弘治君) 矢内議員。

14番(矢内作夫君) えっ。

議長(山田弘治君) 矢内議員、手挙げとったん違うん。

14番(矢内作夫君) いや、僕、何も言うてえへん。

議長(山田弘治君) ああ、そう。

# 〔岡本義君 挙手〕

議長(山田弘治君) 岡本議員。

4番(岡本義次君) 25 ページ、15 番の下ですね、予防費、扶助費、新型インフルエンザワクチン 1,565 万 8,000 円、これらについて、どういうふうな人達に、どれぐらいな助成がいうことで、件数として、何件ぐらいあります。

# 〔健康課長 挙手〕

議長(山田弘治君) はい、健康課長。ちょっと、声出してな。

健康課長(新庄 孝君) あっ、はい。

この補正の予算の段階では、6,150 円の 2,546 人ということで、1,565 万 8,000 円を予算計上させていただいておりました。

ただ、当初は、2回接種というのが、1回でいいというような状況もありますので、これの約60パーセントぐらいが、支出されるんではないかというふうに考えております。

当初は、基礎疾患の透析の対象者いうような感じが、主だったもので、現在では、申請は、30 名程度でございます。今後、来年1月の予定の65 歳以上の高齢者になりますと、申請の、免除の申請書の対象者が増えてくるものと考えております。

## [岡本義君 挙手]

議長(山田弘治君) はい、岡本義次議員。

4番(岡本義次君) そして、料金的には、どんなぐらいな、単価的にどんなんですか。 それは。

# 〔健康課長 挙手〕

議長(山田弘治君) 健康課長。

健康課長(新庄 孝君) 1回目が3,200円で、2回目が、同じ医療機関でかかりますと、2,550円いうことになっております。

議長(山田弘治君) 他に。

# 〔笹田君 挙手〕

議長(山田弘治君) 笹田議員。

5番(笹田鈴香君) 24ページですが、民生費で、説明のところでいきますと、町災害ボランティアセンター業務 149 万 4,000 円の増。ぞれと関連しているかどうか分かりませんが、ボランティア傷害保険料 7,000 円の増額。

# 〔「7万円」と呼ぶ者あり〕

5番(笹田鈴香君) あっ、ごめん、7万円。すいません。7万円、この増額についての 説明お願いします。

〔副町長 挙手〕

議長(山田弘治君) 副長。

副町長(高見俊男君) 災害ボランティアの業務の 149 万 4,000 円はですね、社会福祉協議会と委託契約をしておりますボランティアセンターの運営、これについて、災害時からですね、非常に職員の残業が多いかったということで、町から、社会福祉協議会に補助をする部分の金額でございます。それを、計上させていただいております。

〔住民課長 挙手〕

議長(山田弘治君) 続けてします。住民課長。

住民課長(木村佳都男君) 災害ボランティアの傷害保険料ですけれども、前回、400 万余り 挙げておるんですけれども、その不足額として、これ 1 人 300 円の掛金なんです。追加が あった分の、今回、補正を挙げさせていただいております。

〔笹田君 挙手〕

議長(山田弘治君) はい、笹田議員。

5番(笹田鈴香君) まあ、この保険料の件ですけども、途中で、ボランティアに加入されて登録された方もあると思うので、その分の補正だと思うんですと言われたんですけども、これは、1年間で契約が切れた場合、1年ですか、どうか、ちょっと、1年ですか。で、もし、切れた場合ですね、そのまま、継続して、その人達の登録をした人に、また継続されて、その保険料は引き継がれるのかどうか。そのへん、お願いします。

〔住民課長 挙手〕

議長(山田弘治君) 住民課長。

住民課長(木村佳都男君) この保険の、その期間ですけれども、その年度内ということになっておりますので、3月いっぱい、今回の場合ですけれども、それ以降はまた、今回の災害で入っていただくということですので、その継続いう部分につきましては、また、新たな災害になれば、また、新たに入っていただくような形になると思います。

〔笹田君 挙手〕

議長(山田弘治君) はい、笹田議員。

5番(笹田鈴香君) ちょっと、あれなんですけど、そしたら、8月の、例えば、10日とか 15日に登録をされた方は、今年度内で終わってしまって、また、ボランティアとして、 登録をしないと、保険は勿論ですけれども、その加入したということには、ボランティア の登録としては、どうなりますか。そしたら。

〔住民課長 挙手〕

議長(山田弘治君) はい、住民課長。

住民課長(木村佳都男君) 今回の、このボランティア保険は、この8月9日についての、その災害のボランティアということで、入っていただいておりますので、それ以降については、また別の形になると思いますけどね。まあ、一応、今回だけのボランティアの保険いうことですので。

〔笹田君「いけるかな。3回目やね」と呼ぶ〕

議長(山田弘治君) 他に。

〔岡本義君 挙手〕

議長(山田弘治君) はい、岡本義次議員。

4番(岡本義次君) 23ページ 10番の学童保育の委託料の 43万円ですね、これは、今現在、何人ぐらいの方が利用されて、時間的には、どんなんですか。

〔福祉課長 挙手〕

議長(山田弘治君) 福祉課長。

福祉課長(内山導男君) この分の 43 万円の追加でございますが、これは、マリア幼稚園の 方へ委託しております学童保育の保育事業の委託料であります。

現在、登録者数がですね、67 名登録していただいて、今、毎日の利用者数は、だいたい 15 名から 20 名前後、常時利用していただいているという形になっております。

[岡本義君 挙手]

議長(山田弘治君) はい、岡本義次議員。

4番(岡本義次君) 時間は、だいたい何時ぐらいまでおるんですか。それは。

議長(山田弘治君) 福祉課長。

福祉課長(内山導男君) 一応、小学校終了後、6時までという形です。

議長(山田弘治君) はい、他に。

# 〔平岡君 挙手〕

議長(山田弘治君) 平岡議員。

18番(平岡きぬゑ君) まず1つ目として、37ページの非常備消防費の中で、5、災害補 償費55万4,000円について、説明をお願いしたいと思います。まあ、その下の消防団員 出動費用弁償は、積み上げて出された金額だろうとは、思うんですけど、その内訳につい て、説明をお願いします。

# 〔住民課長 挙手〕

議長(山田弘治君) 住民課長。

住民課長(木村佳都男君) まず最初の災害補償費の関係ですけれども、今回、この災害においての活動中に、4名の方がケガをされております。その方の通院費等を、ここで挙げさせていただいております。

それから、消防団の活動の関係ですけれども、8月9日、当日から以降、それぞれ地域で、あるいは、全体的に、救助活動等に参加いただいておりますので、その分の出動手当の方を、今回、実績として、積み上げて計上をさせていただいております。約、人数的には、3,100人ぐらいな出動数になると思います。

#### 〔平岡君 挙手〕

議長(山田弘治君) はい、平岡議員。

18番(平岡きぬゑ君) はい、分かりました。

災害補償の、その4人のケガの状況というのは、通院程度で終わったものなんですか。 その内容的に、特に、大きなことはなかったんですか。その点をお願いします。

## 〔住民課長 挙手〕

議長(山田弘治君) 住民課長。

住民課長(木村佳都男君) 1名の方、足の筋を切られて、その部分の、部分的な手術の方は、 されているようです。その方が一番、ケガとしては重い方です。後はもう、通常の通院。 それから、この中には、交通費等も見れますので、その部分は入っております。

# 〔平岡君 挙手〕

議長(山田弘治君) 平岡議員。

18番(平岡きぬゑ君) 次に、41ページの社会教育総務費の中の、報酬、子育てインストラクター報酬の減と、それから、賃金として400万挙がっております。これは、こういう、変えるということで、説明は受けているところなんですけれど、中心になる、子育て支援

センターができたことで、周辺町言うたらあれですけど、旧町で、それぞれ子育てのがありますけど、そういう点で、人的に、人の点で、大きな変化と言うたらあれですけど、現場は、混乱していることとか、課題とかは、生じておりませんか。

# 〔福祉課長 挙手〕

議長(山田弘治君) はい、福祉課長。

福祉課長(内山導男君) これの報酬から賃金への振り替えにつきましては、先の臨時議会で ご説明申し上げました、子育て学習センターのインストラクター、アシスタント等の、今 までの報酬から、賃金に変更させていただいたものであります。

先の臨時議会でも、あれしたんですが、今まで、勤めていただいておりますので、それを下回らないという形と、それから、中央に子育て支援センターオープンしましたので、その開設時間等の関係もありまして、金額等では、約 100 万等の増額という形になっております。

で、実際の運営内容なんですが、11月の初めから運営させていただきまして、約1ヵ月間、いろんな形で、それぞれインストラクターを中心としてですね、災害対応ということで、それぞれの職員あたっていただいておりますが、いろんな課題も出てきておるんですが、この課題につきましては、いろいろと年度末までに整理してですね、新年度、新体制を組んでいきたいというふうに考えております。

それから、各地区でやられております、その子育て学習センターの、その内容が低下しないようにということで、それぞれ地区ごとの活動については、低下させないようにということで、その時間数なり活用内容をカバーしながら、本年度は運営しているという状況であります。

# 〔平岡君 挙手〕

議長(山田弘治君) はい、平岡議員。

18 番(平岡きぬゑ君) その子育て支援センターの運営にもかかわることなんですけれど、 周辺町で、今、やっている子育ての関係で、その職員と言うか、臨時職になったことで、 支援センターに、出向く時間が増えて、その現場が手薄になって、いろんな事業が、従来、 もっとこう、余裕と言ったらあれですけれど、できていたものが、困難になってきている というような声を、私は、ちょっと聞いたんですけれど、先ほど、その運営内容について、 課題については、新たな体制でと言われたんですが、その課題は、そういった声、私の場 合、一部かもしれませんけれど、つかまれておりますか。

支援センターができることで、確かに、近くは行きやすいんだけれど、従来、子育てのされている地域の方にとっては、その地元で、行なわれる内容について、後退するようなことがあってはいけないと思うので、その点、課題の内容なんですけれど、今度4月から本格的にスタートするのにあたって、現在は、仮言うたらあれですけれど、そういうことで進められている中で、どうなるんだろうなという不安の声も聞いているので、そのへん、もう一度、内容について、説明お願いしたいんですけれど。

## 〔生涯学習課長 挙手〕

議長(山田弘治君) 生涯学習課長。

生涯学習課長(福本美昭君) 11月の7日の日から子育て学習センターの方で、ママプラザの 方、佐用のキラキラッ子の方がこう、入っております。それで、それにあわせまして、ま た、職員の、この配置の方を組みかえる中で、上月、南光、三日月の、それぞれのインス トラクターの方を、こう、来てもらいながら、佐用の方の運営にもあたるという状況で、 今、進めております。それぞれ他の3地区の方で行なっておりましたような、事業の関係 とか、相談関係とか、様々なものがありますけれども、そういう所につきましては、どう しても、今現状で、インストラクターの方が、1週間の内に、1ないし2回、そちらの方 に、出向いておりますので、前と比べては、確かに、手薄になったと言われるようなとこ ろまでは、いってないとは思いますけども、人数的には、時間的には、減っているという ことは、現実あります。そういうような中で、今、運営してもらっておりますので、そう いうところの課題と言うのか、問題点、そういうところにつきましては、22年度の新体制 の中で、勤務日数の関係とか、時間の関係とかというようなものも含めまして、もうちょ っと、充実しなければいけないというような中で今、ひらっておりますので、現状の中で こう、動けるような中で、やってもらう。また、それぞれの1つの地域のママプラザの方 が、ちょっと、手薄になるなと思いましたら、他の所から応援してもらうというようなこ とも含めまして、何とか運営をしてもらうようにという中で、その課題克服の中を、現年 度は、あたってもらいたいという話もしておりますので、今、おっしゃられていますよう なことにつきましては、新しい、その中の課題ということで、検討させてもらいながら、 新体制の方に取り組んでいきたいというように思います。

議長(山田弘治君) 他に。えっと、他に、未だあるようでしたら、ちょっと休憩をとらせていただいて、

# 〔石堂君 挙手〕

議長(山田弘治君) あの、ほな、石堂議員。まあ、ほな、と言うんは、休憩とらせていただいて、続けたい。

後で、皆さん、あるようでしたら、もっとずっとあるようでしたら。

〔石堂君「ありますよ」と呼ぶ〕

議長(山田弘治君) ほな、暫時休憩をいたします。 そしたら、再開を 11 時でお願いします。

議長(山田弘治君) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

始めに、坪内課長兼財政課長の方から、石堂議員の保留にしておった件について、回答 いただきます。

総務課長兼財政課長(坪内頼男君) すいません。石堂議員からのご質問ですけども、件数と しては、15件。これは、会社が、それぞれありますので、まとまった台数もあります。そ ういう中で、15件で、金額にして、23万7,560円。

で、今、予算の中では、雑入の雑入ということで、受け入れております。先ほど、お話しましたように、まだ動いている中で、動かなくなるというような車も出てきております。 そういう中で、最終的には、そういう予算化させていただきますけども、今のところは、 雑入の雑入ということで、受け付けております。受け入れております。以上です。

議長(山田弘治君) そしたら、平岡議員の関連で、石堂議員の方が手が挙がっておりま すので、石堂 基君。

1番(石堂 基君) まあ、関連でということで、41ペーシの社会教育総務費、子育てインストラクターの報酬並びに、それを振り替えた賃金の件ですけれども、先ほどの質疑の答弁の中で、くしくも、その生涯学習課長の方が、手薄になっているというような表現をされたと思うんですけれども、まあ、多分、誤りだと思って。実態的には、それぞれに、インストラクターなりアシスタントは、それぞれの現場で、頑張っておられます。

課題として言われてた中、多分同じだと思うんですけれども、結局、各地区においての学習センターの運営にあたっては、小さい子どもさんとお母さんらが来られるということで、従来、アシスタントとインストラクターで運営している中で、相談業務あるいは、いるんな活動をやっている。その時に、今度、インストラクターが、支援センターの方の応援部隊で出ると、アシスタントだけになる日が出て来ると。当然、一番心配なのは、事故なんですね。いろんな活動をやっている時の。そういう部分での不安なり、課題があるんじゃないかというような趣旨の、平岡さんの方の質問なりだったんかなと思うんです。

で、本来的には、その学習センターの方が、生涯学習課管理であり、支援センターが福祉課管理であるということで、若干、ここらへんの調整がね、行政の中でできていないんじゃないかということだと思うんで、そのへんは、新年度までの課題じゃなく、近々に、年度内であっても、そういう事故の心配は、現場で、皆さん、アシスタントなりインストラクターの方、お持ちですから、考えるべき、対応すべきじゃないかなということを、先に申し上げておきます。決して、手薄になるという状態を放置されているとは思っておりませんので。

で、質問の本来ですけれども、報酬を、従来の特別職から臨時職対応ということで、賃金に振り替えるということで、説明があったんですが、臨時議会の時に、専決で、条例提案あったと思うんですけども、結局、今のインストラクターなりアシスタントの方の雇用条件、あるいは、その月額報酬から臨時職、時給ですね。時給対応になっての臨時職に変わるにあたって、今現在の労働条件を下回らないですね、で、4地区のインストラクターの方、アシスタントの方、同じ条件で、移行するということの確認までさせていただいたと思うんですけれども、どうも金額を見れば、300万から400万ということになっております。100万が、ただ支援センターの稼働日の時給、時間数で、逆算しても、非常に増額幅が大きいんじゃないかなと。ということは、その臨時職に、雇用条件が変わっていっても、これ4名、同じような条件で変わっていないんじゃないかというふうに思うんですけれども、再度、お伺いしますけれども、これ、旧4地区にあった、学習センターのインストラクターの方、アシスタントの方、これは、横並び、同じ、平等な条件で、臨時職員の待遇になっているということで、よろしいんでしょうか。

〔福祉課長 挙手〕

福祉課長(内山導男君) ご質問のように、4名プラス4名ですね。アシスタントが4名おりますので、合計8名になるんですが、その内の1名につきましてはですね、常時、この佐用地区の担当ということで、佐用地区のインストラクターにつきましては、日額賃金という形で、1週間に5日間、朝から詰めていただいて、佐用のママプラザの運営と、あわせて支援センターとして、運営にあたっていただくということで、1名につきましては、日額賃金を採用しております。

後の3名プラス4名、インストラクター3名とアシスタント3名につきましては、時間 単価賃金という計算をいたしております。

〔石堂君 挙手〕

議長(山田弘治君) はい、石堂君。

1番(石堂 基君) とりあえず、支援センターの方の運営職員の対応については、21年度中は、暫定的なものだということで、それの専門職員、資格は、いろんな(聴取不能)は、私まだ、現段階では、分からないんですけれども、については、22年度から正規に募集して対応をするという答弁を、多分、その時の、臨時議会の時の山本議員の質問にお答えをされていると思うんですけれども、としながら、なお且つ、その前に、私は、4名とも同じ条件で、平等に、労働条件移行するんですねという確認をしながら、やっぱり、その中で、1名引き上げて、1人だけ特別枠になっているというふうになっているんですね。

で、支援センター自身は、常設としたら、1日、2.5 人だったかな。確か、人的配置が、基準で決まっているかなと思うんで、それは、やむを得んかなと思うんですけれども、ならば、逆に、支援センター職員として募集をする。それが、あるべき姿じゃないんですか。と言いますのも、先ほどの、平岡議員の質問と関連しますが、支援センターの1日 2.5 人の常設職員を確保するために、学習センターのインストラクターを、そこに充て込む。で、その佐用地区なんかの穴埋めに、余所の、南光・三日月・上月の地区の学習センターのインストラクターが佐用へ行って、お手伝いして、また、上月へ帰って、あるいは、南光へ帰ってというような、非常にイレギュラーな対応の仕方ですね。ちょっと、やりすぎなんじゃないかなというふうに思うんです。

2.5 人の常設職員が必要なんだったら、この 11 月から職員募集して対応すべきだと思うんですけれども、その点は、いかがですか。

#### 〔福祉課長 挙手〕

議長(山田弘治君) はい、福祉課長。

福祉課長(内山導男君) この子育て支援センターにつきましてはですね、当初から、しておりますように、できれば、母子保健事業もあわせて、中央でやりたいという考え方を持っております。

それで、なお且つ、今まで、それぞれの子育て学習センターでやってきていただいたものをですね、この対応につきましては、旧町地区の対応になっておりましたので、そのへんを、新町全体としての統一した、前向きな子育て環境を作りたいということで、対応しておりました。

石堂議員、おっしゃいますように、本来であればですね、正式なオープン等の中で、そ

れぞれの対応に見合う職員配置ができれば一番いいと思うんですが、この災害等の絡みの中で、それができませんでした。

当然、今後、検討していただくことになると思うんですが、そこの責任者としてもですね、きちっとした町職員が位置づいての対応というのが望まれると思うんですが、その対応ができなかったためにですね、今年度、仮という形で、そういう形を取らせていただいております。で、なお且つ、今まで、子育て学習センターのスタッフはですね、いわゆる勤務が半日勤務。4時間かける週4回という約束事になっておりましたので、そのへんの状況を見ながらですね、ただ、センターとしては、いわゆる通常の時間内は、開設していきたい。いつでも来ていただけるような環境づくりをしていきたいということで、8時半から5時まで開けるという対応の中で、今回、仮に、こういう割り当て等を組ましていただいてですね、それの、また、もう1点では、各地区ごと別々にやっておりました、その子育て学習センターの中身もですね、できるだけ統一した、レベルアップのできる対応をということで、インストラクターについてはですね、支援センターに集まっていただいて、いろんな連絡調整をしながら、また持ち帰って、今までのママプラザの方も運営していただくというふうな趣旨もあってですね、若干変則的ではありますが、今年度については、そういう対応をとらせていただいているところであります。

〔石堂君 挙手〕

議長(山田弘治君) はい、石堂 基君。

1番(石堂 基君) すいません。3回目で最後です。

支援センターの設立趣旨なり、暫定的な運営の仕方で、そんなに異議を唱えるとこではないんですけれども、あえて、私が、臨時議会の時に質問させていただいたんは、せっかく4地区で同じような経験を積まれているインストラクターの方、いらっしゃるんですから、平等な扱いをしてくださいと。更には、その、これだけ恒常的に、学習センターというものを、半日と言いながら、週4日ですね、火曜日から金曜日、半日で開設している、そこに、インストラクターなりアシスタントの方が、常時勤められているということは、それだけ、行政の方が、拘束をしているわけですよね。で、それだけの拘束をしながら、本当に月額6万、それからインストラクターについては、9万。今回の臨時職員になっても、同じような、賃金条件だということで、お聞きしているんですけれども、あまりにも、手立て自身が、ちょっと手薄じゃないかなと。

で、更に言えば、この賃金、臨時職員対応で移行する時も、この1名の方を除いて以外は、社会保険もなし。当然のことながら、日額じゃないんで、期末あるいは、等の一時金の支給対象にもなっていないわけですよね。これまでも。で、まあ、このあたりの臨時職員あるいはパート職員等の労働条件の改正、改善については、総務課長なんかも、かなりいろんな意向持たれていると思うし、積極的に進められていると思うので、その考え方からすると、少し遠ざかっているんじゃないかなと。8名いらっしゃる方の中の1名だけを引き上げて、特別にというふうに、とられかねないようなね、契約変更なり、こういう変更してはいかんと思うんですよね。

例え、暫定的に、半年間、支援センターを運営しなければいけないということであれば、これは、少なくとも、4名の方のインストラクターは、同じ条件で、労働条件の移行して、臨時職員という形の対応をやっていかないと、現場で、これ、やっぱり問題が出てくるんじゃないかなと、私、思うんです。

で、そのしわ寄せを、結局、各地区での学習センターに、今、時間的なもんとか、人的

なものでいっているんで、先ほど、平岡さんが言われたような声が、現場から、あるいは、現場というのは、これは、その各地区に参加されている親ですよ。若いお母さんらから出てくるんです。で、2つの面を申し上げましたけれども、やっぱり、本当に、これから子育てのために役立つ施設としての支援センターというものを、金額をかけてやっているんですから、その運営については、真剣に考えてやると。暫定的に、もう来年の3月、4月ということになれば、福祉課長いらっしゃるかどうか、私は、よく分かりませんけれども、やっぱり、実際に運営されていくね、先々のことを考えて、今、対応しないと、スタートで誤ると、これは、大きな手落ちになると思うんです。

重ねて申し上げますけれども、今、言ったような形で、これほどまでに、各地区の子育ての行政に協力いただいているインストラクターなりアシスタントの方の取り扱いが、違います。特別にというようなことで、周りの方から思われないように、平等に取り扱いが、そういうことで条件移行ができるように、これは、総務課長の方にお願いをし、終わります。

## 〔山本君 挙手〕

議長(山田弘治君) はい、山本議員。

11番(山本幹雄君) これ、各地区を統一していうて、今、課長言われよったけど、逆に、これ統一できてない。いう話になるわな。4名平等にするんなら、統一やけども、1名だけ違うって、これ1名だれ。名前。答えて。

議長(山田弘治君) 福祉課長。

福祉課長(内山導男君) 佐用におります岡本インストラクターであります。

〔山本君 挙手〕

議長(山田弘治君) はい、山本議員。

11番(山本幹雄君) その岡本さんを押した、根拠は何。理由は何。他の者と、明らかに、これ、違ういうのん、どこがあるわけ。

議長(山田弘治君) はい、福祉課長。

福祉課長(内山導男君) これにつきましてはですね、佐用でやっておりました、佐用の子育て学習センターを支援センターへ持っていくというのが、一番大きな原因であります。ですから、他の、他の3地区のインストラクターにつきましてはですね、本拠地、活動の本拠地を従前どおり各地区に置いていただく。で、なお且つ、全体的な支援センターで足らない分を応援していただくというスタイルを取りましたので、佐用の子育て学習センターにつきましては、全て、旧佐用町の者が、新しいセンターの方へ移ったという中での変則隊形という形になっております。

〔山本君 挙手〕

議長(山田弘治君) はい、山本議員。

11番(山本幹雄君) それだったら、今、石堂議員が言われたようにね、ここで、1人募集してでも、旧町、今、ないんですから、1つになったんだから、その中から、きちっと選ぶ。佐用からやっとうから佐用とかいうわけでなくして、きちっと4町の中から、誰かを選ぶというのが筋だと思いますよ。何か、頭から佐用の人間だけ選んどうような形にしか、僕らからしたら、聞こえないけれども、1人だけ急激に、ボンと出てしまういうのは、どう見ても不自然でしょう。やっぱり4名、せめて、来年の4月までは、同じような対応をして、しないと、まして今回なんか、委員会にもかけてない。委員会を開き、何回もやりがらでも報告さえしてない。不自然極まりない感じがする。あるとは言わないよ。そういうふうに感じてしまうということが、良くないということですよ。そうでしょう。

今、石堂議員が言うたように、この 12 月で、きちっともう 1 人採用するとか、そういう形の中で、1 名を常駐させますよとか、そういう形をとるんなら、ああ、そうかなと思うけども、佐用の人間を、ああ、そうか、すぐそのまま、佐用のあれを持って来て、他は、そのままの状態でやるんだというような形では、僕は、ちょっと、今、旧町が1つになった中ででは、おかしいんやないかと思うけども、どうですか。

〔町長 挙手〕

議長(山田弘治君) はい、町長。

町長(庵逧典章君) 福祉課長が話したようにですね、子育て支援センターを、やっぱり管理を、今のしていく上で、来年の3月まで、もっと総合的な母子、児童、子ども達の保健まで含めたものにしていこうということですけれども、中々、そこまでは配置ができない。この3月まではですね、今までの子育てのママプラザを中心にした形で、あそこを運営をしていこうと。だから、その中で、佐用の今まで、西山でやっていた施設をね、そのまま、あそこでの活動に、拠点にすると。だから、佐用の施設を、あそこへ持って行ったわけです。だから、その中で、運営をしていたインストラクターに管理も含めてやっていただく。それが、一番効率的に、新しく人を入れるんではなくてね、人件費も安くできて、効率的にできるということで、課長の方は、いろいろと検討して考えてくれたというふうに思っております。

〔山本君「もう1回だけ」と呼ぶ〕

議長(山田弘治君) 後で。

〔岡本義君 挙手〕

議長(山田弘治君) はい、岡本義次議員。

4番(岡本義次君) 32ページ 20番の観光費の 15番の工事請負費 100万円。これは、 どこの工事をされたんかということと。

その下の 33 ページ、一番下ですね、19 番の急傾斜地の、その分の 100 万円。これは、場所、どこで該当者が何人いらっしゃったんかということと。

それから、42 ページ、40 番の文化保護費の中で歴史的環境の保存 1,358 万 6,000 円、

これについては、平福の分ですか。それとも、もし別個であればですね、どこの分を該当でやられて、上限額を、平福なんかは、この間、ちょっと説明ありまして、いくらと聞いておりますけれど、その改築費に対しての何パーセントとか、そこらへんの比率については、あるんでしょうか。

〔商工観光課長 挙手〕

議長(山田弘治君) 商工観光課長。

商工観光課長(廣瀬秋好君) まず観光費の工事請負費 100 万なんですけれど、これにつきましては、笹ヶ丘ドームの裏が、今回の災害で崩壊しました。で、この分を復旧するということで、100 万円計上しています。

〔建設課長 挙手〕

議長(山田弘治君) 建設課長。

建設課長(野村正明君) 33ペーシの19節、負担金補助の100万円、急傾斜地の関係でございますけども、旧佐用地区の福沢の大向地区でございます。関係者につきましては、これ、今回の災害で裏山が崩壊いたしまして、急傾斜地の指定地区でございましたので、私とこでやるということでございますけれども、これにつきましては、県が事業主体でございまして、5戸以上いうことで、実際のですね、負担金については、地元へお任せしておりますので、いよいよの受益者いうのは、これから協議して決めていきます。

議長(山田弘治君) もう1つ。

〔まちづくり課長 挙手〕

議長(山田弘治君) まちづくり課長。

まちづくり課長(前澤敏美君) 42 ページの文化財保護費の歴史的環境保存施設整備補助金 1,358 万 6,000 円の件でございますが、議員おっしゃいましたようにですね、平福の関係 でございます。今回の台風 9 号災害に伴いまして、県の方で補助制度を創設していただい たと。それに伴いまして、県の方が、随伴補助をするということでございまして、最重要 保存建築物、その建物に対しての補助でございます。はい。

[岡本義君 挙手]

議長(山田弘治君) はい、岡本義次議員。

4番(岡本義次君) その比率、今のまちづくり課長の、比率は、どういうような、いわゆる対象者が何ぼで、その比率、何ぼ出るというのは、そこらへんは。

議長(山田弘治君) はい、まちづくり課長。

まちづくり課長(前澤敏美君) 最重要建築物は3棟でございまして、その3棟に対するものでございます。

補助につきましてはですね、最重要建築物の、道に面する部分。それから、川に面する部分。それから、特殊な工法でございますとか、あるいは石垣に関する部分ということでございますけれども、道に面する部分なり、石垣とか、特殊な部分につきましては、町としてはですね、3分の1の随伴補助をすると。それから、重要保存建築物の川面に面する部分、これにつきましては、5分の2を補助するということでございます。

〔岡本義君 挙手〕

議長(山田弘治君) はい、岡本義次議員。

4番(岡本義次君) それから、建設課長の、今の福沢の裏山崩壊したと。いわゆる該当者5名以上ということでございますけれど、その該当者の数は、まだこれからなんですか。

議長(山田弘治君) はい、建設課長。

建設課長(野村正明君) 従来の急傾斜地崩壊対策事業の国庫の分につきましては、本来 10 戸以上なんです。だけど、この災害関連につきましてはですね、それが、柔軟に対応されておりまして、実際には、現実に住んでおられる方、10 戸ございません。確か、7 戸前後だったと思うんです。

その中で、あそこは下庄佐用線、県道が通ってますね。そういった部分がありまして、 そういったことを鑑みて、国庫にまずなったと。そういう中で、いよいよ、その負担についてはね、こちらの方から集落の方へ、自治会の方へわたしますので、いよいよの受益者、 いわゆる、どう言うんですか、戸数ですね、それについては、これから協議をかけていく という意味で、そういう表現をさせていただきました。

〔岡本義君「わかりました。了解」と呼ぶ〕

議長(山田弘治君) 他に。

〔山本君 挙手〕

議長(山田弘治君) はい、山本議員。

11番(山本幹雄君) さっきの続きやけど、厳しいこと聞くけど、その 100 万円上がるわな。この3名の内、ほとんど、4名の内、他3名は、そうではなくして、1名だけ上がるんやけど、金額の内訳言うてもらえるかな。1名上がるんは、何ぼぐらい上がって、後3名は、3名、何ぼぐらいになるんか。予定しとるんか。

出るだろ。直ぐ。

[福祉課長 挙手]

議長(山田弘治君) はい、福祉課長。

福祉課長(内山導男君) あくまでも概算で、1人当たりの日額単価というのは、臨時職員採用しておりますので、日額は、6,400円になります。

で、それ以外の職員につきましては、時間単価ということで 840 円を採用しておりますので、当然、勤務時間等の絡みもあるんですが、その 1 名の臨時職員扱いにするんにつきましてはですね、約 5 ヵ月間で、20 万円増になる予定であります。

それから、それ以外の職員につきましては、勤務時間、今までの4時間4回の勤務時間数から、若干増えますので、年間に通してですね、約10万増の、増になるというふうに計算できます。

〔山本君「ちょっと、ちょっとおかしいがな。年間なの。5ヵ月なの。さっきの1人は、5ヵ月言うたし。後の3名が年間なの。後の3名も5ヵ月で」と呼ぶ〕

福祉課長(内山導男君) いえ、残りは、はい、5ヵ月であります。

〔山本君「5ヵ月でいいの。うん。〇K」と呼ぶ〕

議長(山田弘治君) 他に。

〔鍋島君 挙手〕

議長(山田弘治君) 鍋島議員。

21 番(鍋島裕文君) ちょっと、その関連で、ちょっと確認しておきたいんだが、11 月 26 日の臨時議会でね、私も質問しました。特別職から、報酬から、臨時職員になった場合 ね、時間給どうなるのかという質問に対して、当局側の説明は、臨時職ですから、時間給 840 円ですと。そのようになりますという提案を、説明をされました。

議案の審議としてはね、当然、こちら議会としては、インストラクターは 840 円ということで、時間給ですね、当局は説明しておるんですから、その内容でされる提案だというように思って、賛成をいたしました。その時点で、インストラクターも日給制と時間給とに、初めから、決めていたのか。それとも、提案時点では、全て時間給 840 円だったが、実際やろうとした段階で日給制に、町長裁量で変更したと。そのあたりの経過についてね、ちょっと、説明していただかないと。少なくとも、あの提案に対する審議ではね、インストラクターは 840 円ということで、議会も了承して賛成した経過があるんでね、ちょっと説明願いたいんだが。

〔福祉課長 挙手〕

議長(山田弘治君) はい、福祉課長。

福祉課長(内山導男君) 基本的には、時間給が 840 円というのをベースにしましてですね、 それで、勤務時間、勤務条件等の体制の中で、まず 1 名は、週 5 日間の拘束ということに なりますので、日額賃金を採用ということを、その時点でも想定をいたしておりました。 なお且つ、このインストラクター 4 名につきましてはですね、今までの勤務上どうして

も、週5日間8時間勤務ができないという状況もありましたので、そのへんを考慮させて いただいてですね、いろいろ調整の中で、こういうスタイルをとらせていただいておりま す。

# 〔鍋島君 挙手〕

議長(山田弘治君) 鍋島議員。

21番(鍋島裕文君) だったら、それが分かっていたら、なぜ、その内容について、1名は、日額制ということは、明らかにされなかったのかな。

〔福祉課長 挙手〕

議長(山田弘治君) はい、福祉課長。

福祉課長(内山導男君) ちょっと、前回の臨時議会の時の説明不足があったんかも分かりませんが、私の方としては、日額単価も 6,400 円。で、時間単価は 840 円ということを、説明申し上げたつもりでおりました。

議長(山田弘治君) はい、他に。

〔金谷君 挙手〕

議長(山田弘治君) はい、金谷議員。

6番(金谷英志君) 32ペーシです。商工費の観光費で、集落表示・観光看板等調査業務 委託料。これは、緊急雇用機会創出補助金計画の中で、挙げられているんですけれども、 この減額の理由。

〔商工観光課長 挙手〕

議長(山田弘治君) 商工観光課長。

商工観光課長(廣瀬秋好君) この緊急雇用につきましては、たくさんの事業がございまして、 年度内にできるもの等を調整しました。その中で、この集落の表示と観光看板については、 災害等の影響等がある可能性もあるということで、次年度にまわすということで、減額を いたしております。

〔金谷君 挙手〕

議長(山田弘治君) はい、金谷議員。

6番(金谷英志君) 災害等の影響があるんですけれども、それに、それ、影響あったからこそ、それ調べて、その次年度、看板どうするかいうことに、そういう計画だったと思うんですけれども。それ、災害でなくなったいうのは、ちょっと、もうちょっと説明お願いします。

議長(山田弘治君) 商工観光課長。

商工観光課長(廣瀬秋好君) それも、災害があったから、やらなあかんということもあるんですけれども、事務的には、8月ぐらいからスタートをして、年度内いっぱいでというぐらいの時間がかかるということの思いがありましたので、これからスタートすれば、全部調査ができないかも分からないというような恐れもありましたので、用心を踏んで、来年度にまわして、今年度、やるべき所は、すこし、そちらの方にも予算を回して、調整をさせていただいたという事情でございます。

〔金谷君 挙手〕

議長(山田弘治君) はい、金谷議員。

6番(金谷英志君) 本年度やられる分については、これ全額減額。全額、その補正予算でした分をやられているんですね。本年度、やる分は、それであるんじゃないんですかね、 と思うんですけれども。

議長(山田弘治君) はい、商工観光課長。

商工観光課長(廣瀬秋好君) 予算的な問題については、3年間で、割当てが来た分を、町の方で調整をして、全部、うまいこと使うということでやれるわけです。で、今年度来た分についても、全部調整ができて消化ができれば、今年度分は、今年度で、国からももらえるということなんですけども、今、言ったように事務的な問題とか、時期的な問題で、次年度に回させてもらったということでございます。

議長(山田弘治君) はい、他に。

〔岡本義君 挙手〕

議長(山田弘治君) はい、岡本義次議員。

4番(岡本義次君) 46ページの一番下ですね。22番の補償の移転の分でございますけれど、どういう物に該当して、場所的に、どこがやって、何件あるんでしょうか。が1つと。

それから、その下のですね、47 ページの 19 番の生活道の復旧、これ 637 万 5,000 円、これについては、昨日、この間、説明されておった、私道、わたくしみちの分の 85 パーセント云々の、そういうようなやつに該当するんかどうか、それについても、件数とメーターどれぐらいやられようとされておるんか。

〔農林振興課長 挙手〕

議長(山田弘治君) 農林振興課長。

農林振興課長(小林裕和君) 46ペーシのですね、補償補填及び賠償金ですけれども、ここはでする、今回の災害に伴ってですね、小赤松のですね、河川敷、民地の中のですね、行方

不明者の捜索をしました。その時のですね、中に、栗の木とか、柿の木とか、そういう物がありましたので、それの補償をさせていただくのと、今回の査定においてですね、ため池等の廃土もあります。そういうため池の廃土に行くためにですね、仮設道路を作るためにですね、池の中が通れない所はですね、隣接の周辺の山を通っていかないかん場合の杉、ヒノキ等のですね、そういう補償補填をみております。

### 〔建設課長 挙手〕

議長(山田弘治君) 建設課長。

建設課長(野村正明君) 生活道復旧事業補助金、これにつきましては、先ほど、おっしゃいましたように、私道整備の関係で、確か、11月16日だったと思うんですけれども、町長の方から、今回の被災を受けてですね、向こう3年間、21、22、23、3年間にわたって、通常50パーセントを85パーセントにするという要綱の改正をご提案したところでございます。

ただ今のところ、去る 11 月開催の自治会長会でも啓発をさせていただきまして、内々にお聞きしているんは、5 件ほど聞いてございます。それで何メーターということじゃなくて、被災箇所ということでございますんで、5 件の、今、申請に向けての、地元調整もしているということで、ご勘弁いただきたいと思います。

議長(山田弘治君) 他に。

〔笹田君 挙手〕

議長(山田弘治君) はい、笹田議員。

5番(笹田鈴香君) 39ペーシから 40ペーシにも関連すると思うんですが、学校管理費の中で、負担金補助及び交付金で水利組合負担金というのが、5,000円なんですが、中学校の方にもあるんですね。で、これ、当初予算にもありませんし、決算にもなかったように思うんですが、これの、5,000円の説明をお願いします。

〔教育委員会総務課長 挙手〕

議長(山田弘治君) はい、教育総務課長。

教育委員会総務課長(福井 泉君) はい、ただ今、笹田議員からのご質問でございますが、 実は、これ 10 月の下旬に南光の徳久小学校、それから上津中学校に対しまして、その下 をこう、流れております下徳久から、ずっと徳久の小学校から流れております水路の水利 組合、管理が主な組合だそうでございますが、その組合の方から、とりあえず、公共施設、 それから、各事業所、その水路の沿線にある事業所から、そうした負担金をお願いしたい ということで、組合で決定しまして、そういうことで、学校の方へお願いしたいというこ とで、申し出がありまして、とりあえずうちの方では、それを認めたら、いろんな全ての 学校に関係してくるものでございます。そういうことで、現段階では、関係課等と、こう した負担金を支出すべきかどうかということを、もう少しこう、検討しなければいけない んですけれども、早速、年末に請求書を送らせていただきたいということがありまして、 届いているわけでございますが、この執行につきましては、もう少し検討を要するんじゃないかということで、もう少し、協議をしながら、予算は、上程しておりますけれども、行政が、そうした、確かに、学校は、グラウンドも屋敷も広いし、雨水等の処理で砂が流れたりすることで、大変水利関係につきましては、ご迷惑をおかけしている関係ありますし。それから、でも、水利の一斉清掃の時には、学校からも応援に出てかかっているという状況でございます。そういうことで、もう少し、関係組合と、教育委員会と、もう少し協議させて、執行につきましては、協議してからの執行ということにさせていただいておりますが、とりあえず今のところは、請求がありましたので、上程をさせていただきました。

〔笹田君 挙手〕

議長(山田弘治君) はい、笹田議員。

5番(笹田鈴香君) そしたら、いろいろお手伝いというか、水路掃除なんかも出られているということではありますが、組合に、そしたら入っているいうわけではないんですね。 組合員。組合員って言うたらおかしいんですけれども、その中には、もう全く入っていないし、もし、これ検討して払うように決まった場合ですね、組合に加入するようになるのかどうか。

〔教育委員会総務課長 挙手〕

議長(山田弘治君) はい、教育総務課長。

教育委員会総務課長(福井 泉君) 組合には、水利組合、おそらく灌漑用水としての利用の水路ではないかと思うんですが、それが、かなり延長が長い。その延長線上に、そうした、公的施設、学校があるということでの、かかわり合いの負担ということで、水利組合に加入するということではございません。

議長(山田弘治君) はい、他に。

〔山本君「関連でええかな」と呼ぶ〕

議長(山田弘治君) はい、山本幹雄君。

11 番(山本幹雄君) ちょっと、違うかも分からんけど。これ、学校とか公共施設、後、全部、そういう話になるし、僕、ある自治会長から、以前、こんなこと言われたことがあるんや。

うちの集落内に建物があると。公共の建物とかがいっぱいあると。で、普通集落の中で、ある物があったら、まあ、部落費として全部お金もらいよんやと。学校の公共費、学校とか、その町の公共費だけもろてないんやと。これもらいたいんやけど、山本君どうやろうって。そりゃ、あかんでそんなことはという話をした。で、今回のこれも一緒やと思うんや。こんなことしだしたら、各集落や、そこら中から、うちに部落費出せよと。これ中学校だったら何ぼ、小学校だったら何ぼ、役場がある所は何ぼいうて、請求書来だして、出しよったら、これとんでもない金額になるで。金額的には、わずかここは 5,000 円だけど、

これお前、町内全域で、そんなことしだしたら、びっくりするような金額になってしまうと思うけど。どうなん。これ。どうするんかな。いや、これは、学校関係だけやけど。他、全部の施設、そういう感じで請求書来だした時に、町は、どういうふうに対応するんか、それちょっと伺いたいと思います。

## 〔町長 挙手〕

議長(山田弘治君) はい、町長。

町長(庵逧典章君) 公共施設いうのは、町の物であり、地域の物であり、一緒の物であって、それを皆で管理していくということだと思います。

ただ、この水利の場合ですね、それは、地域の全員の方じゃなくって、耕作者の用水、水利権というものがあって、そこで、管理をされているという考え方だと思うんですね。ですから、建物があって、そういう建物に負担する、例えば、そこの地域の集落費だとか分担金とかというんではなくって、その水利に対しての管理費、これについては、これまででも、私ども、佐用の、ここの役場のとこにも、井堰があって、井堰からの水利があって、そこへ、今、蓋をしたり、かけたりする時には、その水利に対して、分担金を納めるというようなことは、これまででも行なってきております。だから、そこそこの水利の考え方もあると思いますけどもね。まあ、今回、そういうことでの要請があったんではないかというふうに思いますけども。

まあ、できるだけ、公共施設で、お互いのあれなんで、地域の方も一緒に、地域の施設もあるわけで、町としても、そういう面については、地域の施設の税を減免したりね、いるいろとしているわけですから、全体として管理ができるように、そういうことの負担というものについては、お互いの、地域も町も一緒になって、考えて、減免、負担を求めないということの方が、当然、いいとは思いますけれども、それぞれの考え方がありますのでね、組合としての、それ一概に、絶対駄目だということが言えないというところに、まあ難しいんじゃないかと思います。

### 〔山本君 挙手〕

議長(山田弘治君) はい、山本議員。

11 番(山本幹雄君) 今回、これ挙がっておる部分にはな、課長も、しゃあないで、しゃあないというのは変やけど、挙げたんだろうと思うし、それは、もう挙げざるを得んから挙げたって、それは、それで理解するけども、今後の方向性として、そういうふうにいきよったら、こういろんな所から来るから、町としても、よっぽど、そこらへん、今回は、今回として、次から、来年も、これあるし、こんなこと言い出したら、ほんまに、そこら中の水利組合は、もうまず間違いなく来るわ。1つ認めたら。だから、そこらへんだけは、きちっと僕は、対応せえへんと、まあ、今回は、これで認めるよ。もう多分、僕があかん言うても、課長大変なだけで困るんですいう話やと思うから。

けど、今後のことは、やっぱりきちっとこう、ほんまに対応せな、僕は、いかんだろうと思います。はい、以上。

議長(山田弘治君) ええっと、他に。

### [岡本義君 挙手]

議長(山田弘治君) 岡本義次議員。

4番(岡本義次君) 26ページのね、15番、クリーンセンター長ですかね、これ、災害廃棄物の収集作業の委託 3,436万。それから、その下の中間処理 3,920万。これについては、今、笹ヶ丘なんかで、土砂のね、今、ふるいわけなんかしてますけれど、それらについても、この中に入っておって、まだ、お家によっては、これから取り壊しの分が、何ぼかは出て来るというふうには、先だっての説明で聞いておりますけれど、今、分かっておる範囲内の中でですね、何トンぐらい出て来て、これ委託した所を、どこへ委託してですね、トン何ぼぐらいについたんか。そこらへんについて、説明求めます。

〔クリーンセンター所長 挙手〕

議長(山田弘治君) はい、クリーンセンター所長。

クリーンセンター所長(谷口行雄君) 今回の補正につきましては、まず1つ目が、収集作業の委託料の見込みですけれども、今言われましたように、笹ヶ丘の関係もあるんですけれども、当初、災害当時に、町内業者さん、10日以降、ずっと、町内の業者さんが、いろいるとこう、ごみの回収。また、自治体等の回収もありましたけれども、町内業者さんの回収がありまして、それに向けての支払が、今回、補正の対象にしております。

件数といたしましては、町内業者さん 12 社を対象に、この部分を計上させてもらって おります。

それから、その下の分ですけれども、これが今言われました、笹ヶ丘公園のごみの分別。 まあ、今は、現在は、もう、ないんですけれども、これの分別、選別をしてもらった分が、 ちょっと計上が漏れておりました。これを、計上させてもらっております。現在は、もう 土だけになってますけれども、この土につきましては、今後また、どうするかいうことは、 あれですけど。その土までにするまでの、ごみのふるいとか、選別とか、そこの管理とか を、ちょっと計上をさせてもらっておるんでございます。

〔岡本義君 挙手〕

議長(山田弘治君) はい、岡本義次議員。

4番(岡本義次君) その当初言われた 12 社の中でですね、実際、トンにして、何ぼぐらいあって、トン当たりいくらぐらいについたんかというんと。そのふるい分けもですね、だいたい概算かも分からんけれど、その土が何立米ぐらい出て来てね、それを、どこへ委託してですね、何ぼぐらいな、立米、ついておるんか、そこらへんは。

議長(山田弘治君) はい、クリーンセンター所長。

クリーンセンター所長(谷口行雄君) 分別のごみの回収につきましては、日報で、それぞれ 業者さんから。まあ、短い人だったら3日程とか、長い人だったら1月とか、そういう日 報で、その時の使った重機、バックホーとか、それからダンプとか、それをトータルして、 建設課で置きます、そういう建設課単価、それを当てはめまして計算しております。 それから、ごみの関係でも、同じく日報で、未だ作業も続いておるんですけれども、量的には、ちょっと、まだあれですけど、そういう形で、重機が何台で、何日動いたとか、オペレーターが何人とか、そういうのを積み上げまして計算しておりますので、量的には、笹ヶ丘の分につきましては、笹ヶ丘は、当初みている量では、5,000 トン程みておったんですけれども、これは、土やとか、いろいろごみも含めてみておる状況でございます。

[岡本義君 挙手]

議長(山田弘治君) 岡本義次議員。

4番(岡本義次君) いや、それ、笹ヶ丘の、今、ふるい分けしよんは、どこがやっておるんですか。

それと、そのふるい分けした土については、どう言うんですか、田畑が流された、残土と、いわゆる田んぼに置く土として、また持って行くいうふうには、聞いておりますけれども、そこら辺については、そこだけで足らなかったら、何か、山田の方の土でも、はがさんとしょうがないということも、ちょっと聞きましたけれど、そこらへんについては、どんなんですか。

[クリーンセンター所長 挙手]

議長(山田弘治君) はい、クリーンセンター所長。

クリーンセンター所長(谷口行雄君) 笹ヶ丘につきましては、宮本技建さんにやってもらっております。宮本技建さん。

それで、土につきましては、私も、そのあの土が、見た目はこう、田んぼの土みたいなんですけども、やっぱり、中には、いろいろと、いろんなごみが混ざっておりまして、大きなごみは、もうふるい分けて除けてますけども、それが、田んぼに使えるとか、そこらは、ちょっと、もうちょっとこう、見てみな、何が混じっているか分かりませんし、そのへんは残土処分にするんか、そういう再利用ができますのか、ちょっとそのへんは、未だ、この時点では、ちょっと申し訳ないんですけども。はい。

議長(山田弘治君) はい、他に。

〔金谷君 挙手〕

議長(山田弘治君) 金谷議員。

6番(金谷英志君) 今、ごみ処理の関連ですけれども、厚生委員会でもらった資料の中に、有価対象のごみがあるんですね。それ、資源ごみとして、やっぱり、その業者にね、なるべく金属なんかにしても、264 トンも、金属類が出、全部が全部、資源ごみとなるとは限りませんけれども、有価にする分は、やっぱり業者に引き取っていただくことは、お金をいただくいうことも考えれると思うんで、その点は、いかがでしょうか。

〔クリーンセンター所長 挙手〕

議長(山田弘治君) クリーンセンター所長。

クリーンセンター所長(谷口行雄君) 有価につきましては、解体の木材とか、今言われました、金属類につきましては、有価、もらうと言うよりも、一応、それを運び出す運搬費、この運搬費も、結構金がかかりますし、そこらへんから、運搬費も、向こうで処理してもらう金額、それが、こちらから負担をしなくてもいいような単価で、一応契約していると。それから、他の混合ごみにつきましては、本当に運搬から処理料から、大量の、多額の金がかかるんですけれども、金属、それから木材につきましては、そういう形で、運搬費、処理費がないような形で、処理をしてもらっております。

〔金谷君 挙手〕

議長(山田弘治君) はい、金谷議員。

6番(金谷英志君) ですから、その運搬費に金が、そのどれぐらいに、業者がね、経費掛けた分で、それを売っていうことですから、その間は、やっぱり、運搬費、相殺できるようなものではない。むしろ、やっぱり有価は、高い、やっぱり業者は、それで売れると思うんで、そのへんの研究はされましたか。

〔クリーンセンター所長 挙手〕

議長(山田弘治君) クリーンセンター所長。

クリーンセンター所長(谷口行雄君) 検討はしております。

ただ、今、金属も、もう大分、暴落しておりまして、それ程高くはないように思います。 それから、木材くずも、一応リサイクル、資源化に使われておるんですけれども、運賃 とか、それこそ処理するんに、結構かかります。そういうことの業者との話し合いの中で、 こちらに収入が上がる程の単価が出て来なかったいうことで、だいたい相殺するような形 で、話を進めております。

〔金谷君「はい。いいです」と呼ぶ〕

議長(山田弘治君) はい、他に。

[鍋島君 挙手]

議長(山田弘治君) 鍋島議員。

21 番(鍋島裕文君) じゃあ、47 ページの生活道復旧事業補助金、先ほどの岡本議員の 続きですけれども、説明では、例の私道の 85、限度額 200 万ということでありました。 まあ、現状としては、5 件程申請が出る見込みだということなんですけど、この生活道の 予算は、それだけかということです。

まあ、あの時、同時に3級町道については、20パーを10パーにするというような、町長、説明があったわけですけれども、私道関係だけで、なぜ、この637万5,000円というようなね、補正になるのか。そのあたりの説明をお願いしたいのですが。

### 〔建設課長 挙手〕

議長(山田弘治君) 建設課長。

建設課長(野村正明君) 先ほど言いましたように、11 月の 16 日に、全議員協議会でご報告なり、町長の方が改正についてお願いをしたところですけれども、概ね、その時点でですね、この 5 件というのは、大体把握をしておりました。出てくるであろうということで。ですから、それと、ある程度のですね、これ自治会を通じて、これ補助金ですから、施工は地元ですからね、ある程度、その積算された物、このぐらいかかるんやというような書類も、何回も、こう精査する中で、だいたいの金額つかんでおりましたので、とりあえず、第 1 年次ですから、まだ 2 年間ございますので、まだまだ出てくる可能性もございます。とりあえず 1 年次ということで、事業費として 750 万に 85 パーをかけたというふうな経過がございます。

### 〔鍋島君 挙手〕

議長(山田弘治君) はい、鍋島議員。

21番(鍋島裕文君) まあ、今、5件分だけどね、当然ながら、引き続いて出てくると思うけども、そのあたり当然、制度としてあるわけだから、年度内でも引き受けるわけですね。確認しておきますけれども。

議長(山田弘治君) 建設課長。

建設課長(野村正明君) 当然、出て来る可能性の方が、当然高いと思います。そういう中で、現場も精査する中でですね、どうでも 21 年度 3 月中にやらなければならない箇所なのか、いろんなことを勘案しながらですね、 3 月補正に、それまでに、ご報告もする中で、完成の中で、後で、補助金を付けるということもお願いするかも分かりません。

議長(山田弘治君) 他に。

〔山本君 挙手〕

議長(山田弘治君) はい、山本議員。

11 番(山本幹雄君) これ当初、何か、地元のんで、5パーセントいうのがあったね。各自治会長集めて。あれが5パーセントで、何で、これが15パーセントなのかなと。あれとは、また別で、あれは、あれでやりようわけなのか、今、それが止まっておるのか、そこらへんを、ちょっと、もういっぺんお願いします。

〔建設課長 挙手〕

議長(山田弘治君) はい、建設課長。

建設課長(野村正明君) 5パーセント負担という分につきましては、いわゆる生活道、当然、生活道を対象なんですけれども、舗装に限るということで、自治会長会で、町長の方から提案もされまして、本年度と、21年度と 22年度に限るというふうなご説明をさせていただきました。

そういう中で、8月に、概ねですね、9月頃から発注する計画でおったんですけれども、この災害を受けまして、そちらの方に手が回らないというふうなことで、11月12日の自治会長会で町長の方からお詫びも含めてですね、来年以降、22、23で考えたいというふうなお断りをさせていただいておる経過がございます。

〔山本君 挙手〕

議長(山田弘治君) はい、山本議員。

11番(山本幹雄君) それとは、別で、それは来年してもらういうことで。

建設課長(野村正明君) はい、別の事業でございます。

11番(山本幹雄君) 分かりました。はい。

〔岡本義君 挙手〕

議長(山田弘治君) 岡本義次議員。

4番(岡本義次君) ページは、ちょっと分からないんですけれど、町長が、住家の場合は、90パーセントぐらいまでみたいというふうに聞いておりますけれど、これらについては、どこの項目で挙がって、今年度、そういう支払対象に挙がっておるんかどうか。そこらへんについて、ちょっと、どなたが。とこが関係しとんか。

### 〔農林振興課長 挙手〕

議長(山田弘治君) はい、農林振興課長。

農林振興課長(小林裕和君) 一般質問の町長の答弁の中にありましたように、災害に関連して、人家裏、または宅地の補助ですので、それは災害のところの、負担金補助の補助金のところで、それを計上させていただいております。

〔岡本義君「ここで挙がっておるん。もう」と呼ぶ〕

農林振興課長(小林裕和君) 専決でですね、挙げさせていただいておりますので、それを、 そういうのが当然、出て来るということで、専決の予算の中でも計上させていただいてお ります。

〔岡本義君 挙手〕

議長(山田弘治君) 岡本義次議員。

4番(岡本義次君) ほな、件数にして、いくらぐらい今、現在上がって来て、ほして、 いつ、支払については、今年度の、来年末の3末までには、各お家に届くんですか。そこ らへんは、どんなん。

## 〔農林振興課長 挙手〕

議長(山田弘治君) 農林振興課長。

農林振興課長(小林裕和君) 件数、人家裏とかですね、件数についてはですね、結構たくさんあります。ちょっと、今、数までこう、ちょっと、よう覚えてませんけれども。

それで、今、応急でもですね、単独で補助を受け付けてます。それで、今、鋭意精査をさせていただいております。で、できれば年内にですね、お支払をしたいというふうに思っておるわけですけれども、全てが間に合うわけでもないと思います。だから、年内から、来年度に、年明けてですね、それの精査をさせていただいて、お支払、補助金としてお支払をさせていただきたいというふうに思っています。

議長(山田弘治君) はい、他に。

〔笹田君 挙手〕

議長(山田弘治君) はい、笹田議員。

5番(笹田鈴香君) 40ペーシですが、通学対策費のスクールバスの運転委託料ですね、 173万3,000円、江川の分だという説明を受けているんですが、これの金額的な物の説明 と。

それから、現在の状況がどうなっているのかお願いします。

〔教育委員会総務課長 挙手〕

議長(山田弘治君) 教育総務課長。

教育委員会総務課長(福井 泉君) スクールバスの委託料は、議員さんがお話されたように、この 11 月から来年の3月までのスクールバスの運転の委託料でございます。これ、ホープに、現在委託している所へ、江川線を増やすということで、その委託料増額分でございます。

運行につきましては、学校の始業に合わせまして、きちっと学校には、 8 時に着くという行程で、ダイヤで運行しております。

〔笹田君 挙手〕

議長(山田弘治君) 笹田議員。

5番(笹田鈴香君) スクールバスの混乗いうこともあるということなんですが、この混 乗の関係では、どれぐらいな人が利用されているかいうことと。 それから、これに関連してですね、さよさよサービスとかなどが、乗車の、年齢ですね、 年齢が拡大されて、足と言うか、交通に不便を感じている人は申請をすれば、利用できる いうことですが、それらとの関連で、今の状況がどうなっているかお願いします。

〔町長 挙手〕

議長(山田弘治君) はい、町長。

町長(庵逧典章君) これ一般質問の中でですね、松尾議員からの質問の中で、全てお答えをしていると思います。聞いていただいていると思うんですけれども。スクールバスの登録数。実際には、利用が未だ、されていないというふうに答弁しております。

〔笹田君 挙手〕

議長(山田弘治君) はい、笹田議員。

5番(笹田鈴香君) 確認の意味でお聞きしたんですが、それで、少ないですね、3人の申請いうことでしたが、それでですね、年齢的には、拡大されてはいるんですが、結局、混乗は、最初の説明では、帰りも乗れるようなことを言われておりましたが、現在は、朝の通学する、登校の分だけということなんですが、それで、高校生は、それは、自転車で行けと言えば、それでいいのかもしれませんけれども、しかし、雨が降ったり、そして雪が降ったりした時の場合ですね、急に送っていかなくてはいけないということで、親が送っていくと。スクールバスに混乗して行った場合ですね、帰りが困るいうことで、拡大はされたものの現実的に、さよさよサービスなどを利用しようと思ってもできないわけです。そういった場合のことなどは、お考えになったことがあるかどうか、お願いします。

〔教育委員会総務課長 挙手〕

議長(山田弘治君) はい、教育総務課長。

教育委員会総務課長(福井 泉君) スクールバスの混乗化につきましては、学校が、季節によって、下校時間が異なったりとか、それから、部活があったりとかで、非常にこう、不規則ということでございまして、学校からバスが出る時間に学校に来れていたら、それは、もう乗っていただかなくてはしょうがないだろう。ただ、時間が不規則な時に、駅まで来て、いつ来られるか分からなかったら、待って帰るということは、非常に困難であるということで、スクールバスにつきましては、帰りの便につきましては、送った所までは行かないという。学校へみえたら、帰りの便に乗っていただいてもいいんじゃないかという判断をしております。

議長(山田弘治君) はい、他に。 ないようですから、これで本案に対する・・・

〔笹田君「なかったら」と呼ぶ〕

議長(山田弘治君) 3回でしょ。

5番(笹田鈴香君) スクールバスのことは、それで分かりましたが、そしたら、その拡大をね、されたわけで、それはいいことなんですが、結局、高校生が、通学のためにと言うか、申請を、登録申請をした場合ですね、結局、時間、さよさよサービスの場合ですと、やはり、そんなに遅くまでは走ってないということと。

それから、1日おきですから、雨が降りそうだと思っていても、その曜日にうまく使えないということもありますね。そういったことなどは、考えて、さよさよサービス、その拡大をね、考えられたのかどうか、そのへんもお尋ねします。

### 〔まちづくり課長 挙手〕

議長(山田弘治君) まちづくり課長。

まちづくり課長(前澤敏美君) 今回、さよさよサービスのですね、交通困難者のですね、枠拡大ということで、車の乗れない方とか、そういった方についてはご利用いただくようになってございます。ですから、小学生あるいは中学生のですね、こういった登録も既にいただいておる例もございます。ですから、当然まあ、こういう高校生の皆さんについてもですね、時間は限られておりますけれども、その時間内で、ご利用をいただけるならですね、当然、登録をしていただいて、ご利用いただけたらというふうに思っておりますし、ただまあ、その時間が限られておりますので、対象としては考えたことは、当然、ございます。

### 〔笹田君 挙手〕

議長(山田弘治君) はい、笹田議員。

5番(笹田鈴香君) ということは、まあ、考えられておられたということですけども、 じゃあ、1日おきなのでね、やっぱりせっかく、ここまでいいことを考えられるんであれ ば、やっぱり毎日運行して、

議長(山田弘治君) 笹田議員、ちょっとお尋ねします。今、お尋ねされとんは、さよさ よサービスの

5番(笹田鈴香君) 関連して。

議長(山田弘治君) 関連じゃなくって、これ、スクールバスの委託料の中で話しされとることなんで、また別個に、ちょっとさせていただけますか。はい、お願いします。 他に。

### 〔石堂君 挙手〕

議長(山田弘治君) はい、石堂議員。

1番(石堂 基君) すいません。お昼前になってから。 ちょっと、質問をさせていただいたことで、答弁いただいた内容を、ずっと復唱してい たら、時間がかかっていたんですけれども、例の 41 ペーシのインストラクターの件なんですけれども、100 万の増額ということで、今回の補正挙がっている内容から、お尋ねをし始めたわけなんですが、最終的に福祉課長の方が説明をされました。 1 名の方については、5 ヵ月で 20 万程度。その他の方については、5 ヵ月間で 10 万ということで、100 万の内々には納まるんですけれども、その中で、日額 6,400 円に 1 名の方がなり、なお且つ、社会保険が付き、一時金の対象になる。ボーナス支給対象者になるということになれば、僕、この増額がね、20 万では、とても納まらないと思うんですよね。

多分、支援センターは、月曜日から土曜日開設だと思うんで、週6日ですね。間に休みを入れてんかなと思うんですけれども、仮に5日としても、月額で言えば4万、5万、あるいは6万。それぐらいの増額になろうかと思うんです。ということは、当然、先ほどの説明で、1人が5ヵ月が20万というのは、本当にザクッとした話で、少し説明が足らないんじゃないかと。ということを申し上げて。

で、あのもう1点申し上げたいんですけれども、ちょっと古く、臨時議会の方の発言内 容を、ずっと僕、もう1回精査しておったんですけれども、やっぱり、鍋島議員の質問の 時に、福祉課長、その日額 6,400 円というような説明を、提案説明の中でしてますという ようなことを言われたんですけれども、やっぱり、そういうものは出て来てないんですね。 で、私、当初も言いましたけれども、8名、少なくとも、そのインストラクター同士、ア シスタント同士は、同じ条件であるのかということで、その臨時職の賃金移行するんかと いった問いに対して、同じ条件ですということを言われているんですよね。で、その回答 に基づいて、私、それじゃあ、やっぱり、これだけ日にち拘束して駄目やから、そこらへ んを、臨時職にするんやったら、社会保険も付けて、日額保障できるようなということで、 総務課長に質問をして、その雇用条件の一時金、あるいは、その社会保険等ですね、これ らも検討してくださいということで申し上げて、総務課長の方から、検討していくという ふうな答弁までいただいておるんですわ。ということは、その時にはその、日額賃金が発 生するような職員なんかは、全然想定されてないような答弁でいただいておるんですよね。 で、どうも聞きよったら、山本議員の質問、あるいは、鍋島議員の質問に際しても、若 干不明瞭なと言うんか、これまで説明、求められてするというふうなスタンスだと思うん です。

再度お伺いするんですけれども、やっぱりアシスタント、あるいはインストラクターというのは、これ4地区で、同じ条件で、ずっとやられているわけですよね。たまたま、この下半期間、支援センターの運営をしなければいけないから、そこを相互で協力してやっていくということなんですよね。その観点から言えば、他のインストラクターあるいはアシスタントの方についても、旧来からの時間雇用、月額報酬を、臨時職員にするんであれば、時間雇用というような形じゃなしに、所定の社会保障を付けた形の臨時職員対応、これ、日額いくらになるかは別ですけれどね、にしなければ、あまりにも、今回の、その支援センターの稼働に際して、特定の人間だけの労働条件を、意図的にとは言いませんよ。良くなっていくというのは、これは僕は望ましくないんじゃないかと。ほんまに、よからぬ誤解を招く恐れもありますし、将来的に、やはり、こういう方々が、支援センターを軸にした、子育て事業の関係で、これからも、ずっと活動を続けていただくわけですから、その観点から言って、その条件を総合的に見直す必要があると思うんですけれども、以前に、そういう積極的答弁をされました、総務課長の方に答弁お願いします。

議長(山田弘治君) ちょっと、答弁の前にちょっと。昼が来ました。私、この一般会計 だけ、質疑終えて、採決まで持っていきたいと思いますので、それにご異議ございません か。

### 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(山田弘治君) そしたら、あの。そしたら、総務課長兼財政課長。

総務課長兼財政課長(坪内頼男君) 前の時もご答弁させていただきましたように、今、この 開設から、3月までの、体制の中で、それぞれインストラクター、福祉課長の方も説明し てますけれども、時間とか、そういう勤務的な内容も違ってきます。

そういう中で、暫定的に、こういう賃金体系にさせていただいてますけれども、あの時にお答えさせていただきましたように、4月以降、きっちりした形で、整理させていただいて、今、疑問に思われている部分についても、検討を加えて、体制を整えさせていただきたいと、そういうように思っています。はい。

## 〔石堂君 挙手〕

議長(山田弘治君) はい、石堂議員。

1番(石堂 基君) 私、4月以降のことは、言ってないんですよ。4月以降は、新たに、その支援センターの運営については、必要な人員は募集するということで、以前に答弁されているんですから、それは、当然、その準備される段階で、条件提示があるわけですから、私は、この暫定期間の問題を言っているんですよ。この残り5ヵ月間というふうになってしまいましたけれども、11月7日以降、支援センターの運営を、各アシスタント、インストラクターが、そこの常駐する、しないは別にしてね、そのために、8名の中で回しているんですよ。ねっ。8名で運営しているのと同じことなんですよ。支援センターは。佐用の学習センターが不在になれば、そこに各地区から出向いて行っているんですよ。となれば、8名で、とりあえず支援センターの2.5人という常駐人数を確保していっている。結果的には一緒ですからね。何で、そこの中で、1人だけが特別な扱いになって、それ以外の方が従来どおりなんかと。まして、アシスタントなんかの方についたら、その社会保険の対象にならないように、時間調整までされとるような時間数に、なっとうと、僕は思うんです。まあ、そこまでは、あえて申し上げませんけれども。そのへんをね、少し勘案する必要があるんじゃないかなと。

#### 〔町長 挙手〕

議長(山田弘治君) はい、町長。

町長(庵逧典章君) いろいろと、そういうふうに、私は、内容的にですね、運営をするために、必然的に、そういうふうな体制になったんが一番いいだろうということで、検討してくれたと思ってますけどもね、そのような捉え方をされる面が多いんでしたら、これまでどおり、来年の3月まではですね、それぞれのインストラクターが、今の日額、日額じゃない、時間単価でね、計算して勤めていただくように、そして、4人、皆で協力して、順番に回って、そこも管理もしていただくように、そういうように考えます。1人の人が、特別に、そこにだけいるんじゃなくってね、そういうふうに、インストラクターの運営の中でやっていただけるんだったら、それでもいいと思います。

議長(山田弘治君) 他に。

ないようでしたら、本案につきましては、質疑を終結をいたします。 これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔討論なし〕

議長(山田弘治君) 討論なしと認めます。これで本案についての討論を終結をいたしま す。

これより、議案第97号を採決します。

〔鍋島君「議長、議長、採決の前に」と呼ぶ〕

議長(山田弘治君) ええっと何ですか。

[鍋島君「採決の前に」と呼ぶ]

議長(山田弘治君) 討論ですか。

[鍋島君「討論終わったんやから、採決の前に」と呼ぶ]

議長(山田弘治君) はい。

- 21番(鍋島裕文君) 採決の前に、この審議の中でね、11月26日の提案の中で、日額も議会に報告したという課長の発言があったんでね、それは確認の上、そうだったかどうか を、また報告願いたい。それを、採決の前に要求しておきます。
- 議長(山田弘治君) 今、鍋島議員の方から 26 日の福祉課長の日額発言について、確認 をいうことですので、記録を見て、また報告したいと思います。

これより、議案第97号を採決します。この採決は、挙手によって行います。 議案第97号を、原案のとおり可決することに賛成の方は、挙手を願います。

### 〔賛成者 挙手〕

議長(山田弘治君) 挙手、全員であります。よって、議案第 97 号、平成 21 年度佐用町 一般会計補正予算案(第 6 号)の提出については、原案のとおり可決をされました。 暫時休憩をいたします。再開を 13 時 10 分といたします。

〔「1時半」と呼ぶ者あり〕

議長(山田弘治君) 半にしますか。そしたら、休憩を、暫時休憩を 13 時 30 分、再開と いたします。

午後00時06分 休憩

午後01時29分 再開

議長(山田弘治君) それでは、休憩を解き、会議を再開いたします。

午前中の一般会計の中で、鍋島議員の方から 26 日の臨時議会の中で、内山課長の発言の確認をということを聞いております。これにつきまして、現在、テープ起こしておりますので、そのテープ起こしたやつを、私自身、確認した上で、22 日の最終日に報告させていただきますので、それでご了解の方をいただきたいというふうに思います。

それから、税務課長から午後1時から公務のため早退届が出ております。代理に岩本参事の出席を認めておりますので、報告をいたします。

日程第6.議案第98号 平成21年度佐用町国民健康保険特別会計補正予算案(第2号)の提出 について

議長(山田弘治君) 続いて、日程第6、議案第98号、平成21年度佐用町国民健康保険特別会計補正予算案(第2号)の提出についてを議題といたします。 これから質疑を行います。質疑のある方は。

〔平岡君 挙手〕

議長(山田弘治君) はい、平岡議員。

18番(平岡きぬゑ君) 8ペーシの歳出ですけど、療養諸費で補正額1億900万円が挙がっているんですけど、この補正の内容、金額にして、他の勿論、歳出あるんですけれど、今回の補正の中では、一番大きいウエイトを占めておりますので、内容説明お願いします。

〔住民課長 挙手〕

議長(山田弘治君) はい、住民課長。

住民課長(木村佳都男君) 8ページの一般被保険者の療養給付費の関係ですけれども、現在、 約半年分の実績の方、出てきております。それで見ますと、年間平均で、約1億余り不足 のような形で、予想を立てております。その関係で、今回、この補正額を挙げさせていた だいております。

議長(山田弘治君) 平岡議員よろしい。

〔平岡君 挙手〕

議長(山田弘治君) はい、平岡議員。

18番(平岡きぬゑ君) これから、まあ、今からの後、残りの半年分の見込み額というか、 そういうことだということですね。

議長(山田弘治君) 住民課長、確認。

住民課長(木村佳都男君) はい、そのとおりです。

議長(山田弘治君) はい、他に。

〔岡本義君 挙手〕

議長(山田弘治君) はい、岡本義次議員。

4番(岡本義次君) その関連でございますけれど、この 1億 900 万の件数と、該当する 人数が何人ぐらいかかりはって、その傾向としては、ここ、過去、去年、昨年も含めて、 やっぱり増えておる傾向なんですか。

議長(山田弘治君) はい、税務課長、ごめんなさい。住民課長。

住民課長(木村佳都男君) 件数、件数と言いますと、各診療月、4月以降9月までが、今、 請求来ているんですけれども、件数的にも、そんなに増えてはおりません。費用額につい ても、おそらく 20 年度と比べまして、さほどこう、率的にアップの傾向は見られないん ですけれども、10月以降、また医療費の伸び等も、こう、考えられますので、その関係か ら、今回、このような補正を挙げさせていただいております。

議長(山田弘治君) はい、他に。

〔吉井君 挙手〕

議長(山田弘治君) はい、吉井議員。

20番(吉井秀美君) 15款の保険給付費、高額療養費なんですけれど、増額ですけれど、 傾向として、どういった疾病が目立っているか、お願いします。

議長(山田弘治君) はい、住民課長。

住民課長(木村佳都男君) 疾病内容につきまして、中々、レセプト1件、1件の点検等、ちょっとできない部分がありまして、現時点では、診療の内容までは、未だ、よう分析の方は行なっておりません。

金額面で見ますと、昨年比と比べましても、高額の場合は、いつ、多額の療養費がかかるか分からんのんですけれども、20年度と比べますと、高額につきましても、ほぼ、同額的な推移を見ております。

議長(山田弘治君) よろしい。

〔平岡君 挙手〕

議長(山田弘治君) はい、平岡議員。

18番(平岡きぬゑ君) 歳入です。6ペーシの繰入金で基金繰入金435万5,000円、補正に挙がっているんですけれど、歳出と、その歳入と、そういう中で、この、数字的に合わ

されたかと思うんですけれど、この補正で、準備基金繰入金、平成 20 年度決算で、末で、5 月末では 4,300 万余りあったんですけど、これを使って会計上締め、予算を計上されているんですけれど、傾向としては、この準備基金の状況としては、どんな格好になりますか。ゼロに近くなりますか。この年度の医療費の動向とか、そういうことから勘案して、どうなんですか。お聞きします。

議長(山田弘治君) はい、住民課長。

住民課長(木村佳都男君) この基金の繰入につきましては、今回、430万加えまして、1,400万ぐらいの基金の繰入を、現在、この補正の中で行っております。

先ほども、議員おっしゃいましたように、20年度末で4,300万で、これ1,400万取り崩しますと、3,000万弱という形になってきます。まあ、この医療費の傾向も、このままの状態でいけば、何とか、そういう金額の中でいけるんじゃないかという見込みは、現時点ではあります。

議長(山田弘治君) はい、他に。

ないようですので、これで本案に対する質疑を終結をいたします。 これから、討論を行います。討論はありませんか。

#### 〔討論なし〕

議長(山田弘治君) 討論なしと認めます。これで本案についての討論を終結いたします。 これより、議案第 98 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。 議案第 98 号を、原案のとおり可決することに賛成の方は、挙手を願います。

## 〔 賛成者 挙手〕

議長(山田弘治君) 挙手、全員であります。よって、議案第98号、平成21年度佐用町 国民健康保険特別会計補正予算案(第2号)の提出については、原案のとおり可決をされ ました。

日程第7. 議案第99号 平成21年度佐用町後期高齢者医療特別会計補正予算案(第1号)の提出について

議長(山田弘治君) 続いて、日程第7、議案第99号、平成21年度佐用町後期高齢者医療特別会計補正予算案(第1号)の提出についてを議題といたします。 これから質疑を行います。質疑のある方。

### 〔鍋島君 挙手〕

議長(山田弘治君) はい、鍋島議員。

21番(鍋島裕文君) じゃあ、2ページ、今回の全般的な補正は、職員給与の関係で、人 勧の職員給与引き下げの補正の内容があるわけでありますけども、この後期高齢者医療会

計については、担当職員の配置換えという提案説明で伺いました。この担当職員の配置換えの内容と、その人勧による職員給与の引き下げの関係ですね、この補正 149 万の割合からとしたら、どういう内容になっているのか、お伺いいたします。

## 〔福祉課長 挙手〕

議長(山田弘治君) はい、福祉課長。

福祉課長(内山導男君) これにつきましては、さっき鍋島議員がおっしゃいましたように、 4月からの担当職員の配置換えということで、減額分の金額が大きくなっております。 これは、以前、課長補佐職の者が、担当しておったんが、係長職という、内部での担当 替えによります人件費の減額であります。

#### [総務課長兼財政課長 挙手]

議長(山田弘治君) 総務課長兼財政課長。

- 総務課長兼財政課長(坪内頼男君) 人勧に基づく改定の割合ですけれども、ほとんど、今、 福祉課長が言われたように、人事異動による額の差額だと思います。人勧関係の改定額で は、一般会計も含めて89万程ですので、その割合からいって、その1名分の人勧関係の、 その差額分というのは、わずかだと思います。はい。
- 議長(山田弘治君) はい、他に。 ないようですので、これで本案に対する質疑を終結をいたします。 これから、討論を行います。討論はありませんか。

#### 〔討論なし〕

議長(山田弘治君) 討論なしと認めます。これで本案についての討論を終結いたします。 これより、議案第 99 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。 議案第 99 号を、原案のとおり可決することに賛成の方は、挙手を願います。

#### 〔賛成者 挙手〕

- 議長(山田弘治君) はい、挙手、全員であります。よって、議案第99号、平成21年度 佐用町後期高齢者医療特別会計補正予算案(第1号)の提出については、原案のとおり可 決をされました。
- 日程第8.議案第100号 平成21年度佐用町介護保険特別会計補正予算案(第2号)の提出に ついて
- 議長(山田弘治君) 続いて、日程第8、議案第100号、平成21年度佐用町介護保険特別会計補正予算案(第2号)の提出についてを議題といたします。 これから質疑を行います。質疑のある方。

### 〔金谷君 挙手〕

議長(山田弘治君) はい、金谷議員。

6番(金谷英志君) 6ペーシ、在宅介護サービス給付費の増額の理由。20年度決算では、 3億4,400万余り。当初予算では、3億900万。この20年度決算と、それから当初予算 の関係と、それから、この増額の理由、関係、それを含めた関係の中で、それから、もう 1点は、その下の地域密着型介護サービス給付費負担金、これも増額の理由は何でしょう か。

〔「減額」と呼ぶ者あり〕

6番(金谷英志君) 減額の理由は何でしょうか。

〔健康課長 挙手〕

議長(山田弘治君) ええっと、健康課長。

健康課長(新庄 孝君) まず在宅介護サービス給付費の増額ですけれども、今年度に入りまして、要介護の認定率で見ますと、当初は、17.7 パーセント、実績見込みが 18.1 パーセントということで、0.4 パーセントの状況です。また、要介護認定者数につきましても、当初、884 人から、見込みで 897 人で、13 人増というような状況でございまして、受給者数で見ますと、当初 300 人を見ておりましたですけれども、353 人ということで、当初より 53 人、月に 53 人増ということで、18 パーセント程度増加しているような状況です。そのような状況の中で、居宅系のサービスにつきまして、約この内、4,870 万程度の増。それから、居住系のサービスにつきまして、109 万 7,000 円の増というような状況になっ

また、地域密着型介護サービスの給付費につきましては、3,014 万 8,000 円の減でございます。これにつきましては、11 パーセントの減ということで、小規模の多機能型の通所介護施設につきまして、当初、79 人の見込んでおりましたが、実績では72 人ということで、7 人の減であります。これが、一番大きな減で、3,167 万 9,000 円。

あと、認知症の対応型につきましては、542 万 7,000 円の増。それから、同じく、認知症の対応で、グループホームにつきましては、389 万 6,000 円の減ということで、主に、小規模多機能型の通所介護につきまして、3,167 万 9,000 円の減ということで、この内の主なものとなっております。

## 〔金谷君 挙手〕

議長(山田弘治君) 金谷議員。

ております。

6番(金谷英志君) その下の、地域密着型介護サービスの減なんですけれども、それは、 要因としては、災害関係の施設自体の関係はないんかということと。 それから、見込み、単に見込み違いいうことなんでしょうか。どうでしょう。 議長(山田弘治君) はい、健康課長。

健康課長(新庄 孝君) 若干、事業所による差もあるわけなんですけれども、まあ、ご指摘の内容のとおり、やすらぎの家さようの方が、8月10日から11月の18日まで休止というふうな状態でございましたので、この点についても影響があるかと思います。

議長(山田弘治君) 他に。

〔岡本義君 挙手〕

議長(山田弘治君) 岡本義次議員。

4番(岡本義次君) 同じ関連の中で、10番の在宅介護の 5,000万程増えてございますけれど、今、病院の方でですね、あまり長期入院型というのを極力減らしていくような格好の中でですね、やはり、この在宅介護を、今、お家の方で、家族おってもろて、そういう応援もいただいたりしながら、やっていけという中でですね、やはり傾向としては、段々段々、こう、増えていきようような感じなんですか。そこらへんについては。

議長(山田弘治君) はい、健康課長。

健康課長(新庄 孝君) 高齢化率も上がっております関係で、増えていっている状況でございます。

議長(山田弘治君) はい、他に。なし。井上議員、よろしい。 他に質疑がないようですから、これで本案に対する質疑を終結いたします。 これから、討論を行います。討論はありませんか。

#### [討論なし]

議長(山田弘治君) 討論なしと認めます。これで本案についての討論を終結いたします。 これより、議案第 100 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。 議案第 100 号を、原案のとおり可決することに賛成の方は、挙手を願います。

#### 〔賛成者 挙手〕

議長(山田弘治君) 挙手、全員であります。よって、議案第 100 号、平成 21 年度佐用 町介護保険特別会計補正予算案(第2号)の提出については、原案のとおり可決をされま した。

日程第9. 議案第 101号 平成 21 年度佐用町朝霧園特別会計補正予算案(第2号)の提出について

議長(山田弘治君) 続いて、日程第9、議案第101号、平成21年度佐用町朝霧園特別会計補正予算案(第2号)の提出についてを議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔笹田君 挙手〕

議長(山田弘治君) ええっと、笹田議員。

5番(笹田鈴香君) ページ 3 ページなんですが、短期宿泊事業、これがマイナス 95 万 3,000円と、その下の短期宿泊事業食事代がマイナス 19万ですが、これの減の理由をお願いします。

〔福祉課長 挙手〕

議長(山田弘治君) 福祉課長。

福祉課長(内山導男君) お答えさせていただきます。

この短期宿泊事業、いわゆるショート利用の減であります。これは、災害にかかりまして、補正をさせていただいたものなんですが、8月の災害発生時にですね、緊急に避難所的な受入等も含めて、最高 20 名を受け入れておりました。で、その皆さん方が、自宅へ復帰されたり、また正式入所に変わったり等なりまして、今現在、5名に減っております。通常のショート利用者の想定もあるんですが、多くの、この大半につきましては、その補正時、約 20 名相当想定して、そのショート利用という形で思っておりましたので、その人数が減ったということの要因によるものです。

〔笹田君 挙手〕

議長(山田弘治君) はい、笹田議員。

5番(笹田鈴香君) そしたら、今、被災者 5人、未だいらっしゃるということなんですが、被災者に関してですね、今までどおり無料でいかれているのか、それとも通常のお金をもらうようになるのかどうか、そのへんは、どうなっているでしょうか。

議長(山田弘治君) はい、福祉課長。

福祉課長(内山導男君) 全ての被災者につきましてですね、2ヵ月間は、避難所的な扱いがあるということで、費用を全額免除して参りました。2ヵ月以降経っておりますので、今、この皆さん方の利用、通常の料金をいただくわけにはいけないんかなということで、いろんな調整をしてですね、年末までに、何とか、その方向性を見出したいということで、今、準備作業を進めている途中なんですが、これにつきましては、この場合は、朝霧園は、養護老人ホームなんですが、介護保険利用者等もありますので、その介護保険施設との利用者との整合性を図るために、今現在、何とか、その減免の方策を模索しているところであります。

〔笹田君 挙手〕

議長(山田弘治君) はい、笹田議員。

5番(笹田鈴香君) はい、少しでもね、いい方向でしていただくことをお願いしたいと 思います。

議長(山田弘治君) はい、他に。

[岡本義君 挙手]

議長(山田弘治君) はい、岡本義次議員。

4番(岡本義次君) ちょっと、関連いうことで、教えていただきたいと思います。 収容人員、これ、現在いっぱい入られておるんかどうか。そして、町内の人が何人で、 町外、町内、町外、いくらですか。

議長(山田弘治君) 福祉課長。

福祉課長(内山導男君) 現在、正式入所者は 47 名であります。で、その内、37 名が町内。 それから、10 名が町外の方であります。で、それプラス、今回の災害によりますショート 利用者が 5 名、別に、町内の方であります。

議長(山田弘治君) はい、他に。 他にないようですから、これで本案に対する質疑を終結をいたします。 これから、討論を行います。討論はありませんか。

#### 〔討論なし〕

議長(山田弘治君) 討論なしと認めます。これで本案についての討論を終結いたします。 これより、議案第 101 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。 議案第 101 号を、原案のとおり可決することに賛成の方は、挙手を願います。

### 〔 賛成者 挙手〕

議長(山田弘治君) 挙手、全員であります。よって、議案第 101 号、平成 21 年度佐用 町朝霧園特別会計補正予算案(第 2 号)の提出については、原案のとおり可決をされました。

日程第 10. 議案第 102 号 平成 21 年度佐用町簡易水道事業特別会計補正予算案(第 4 号)の提出について

議長(山田弘治君) 続いて、日程第 10、議案第 102 号、平成 21 年度佐用町簡易水道事業特別会計補正予算案(第 4 号)の提出についてを議題といたします。 これから質疑を行います。質疑のある方。

〔岡本義君 挙手〕

議長(山田弘治君) 岡本義次議員。

4番(岡本義次君) はい、5ページの建改の分ですね、10番の、この 2,000万ですね、 工事、その分の説明と、その下のですね、長林のキャンプ場と聞いております、795万 3,000 円、これらについて、どういうような、この度の水害で、傷み方したんでしょうか。

### 〔水道課長 挙手〕

議長(山田弘治君) はい、水道課長。

水道課長(野村久雄君) お答えします。

まず最初に、10 款の建設改良の建設改良費ですけども、この 2,000 万につきましては、長林キャンプ場の給水工事のための工事費です。ポリパイプの 80 ミリで、1,083 メーターを予定しております。これにつきましては、ひまわり館の所の橋梁に、以前、添架してあったんですけども、それが、橋梁と共に流出しております。それで、仮設工事と、また、後、橋梁に添架する工事を考えますと、下流から持って行った方が経済的ということで、この工法を採用しております。

それから、その次の地域活性化・経済危機対策事業ですけども、これの工事請負金につきましては、残塩計とか濁度計、それと、その他の機器の更新事業を予定しておりましたけれども、それに伴うテレメーターの接続費用について、ちょっと、計上漏れがありました。それを、追加させていただいております。以上です。

### 〔吉井君 挙手〕

議長(山田弘治君) はい、吉井議員。

20番(吉井秀美君) 5ページの、先ほど説明のあった、長林キャンプ場の件ですが、これ、工事期間どれぐらいで、いつから再開できますか。

議長(山田弘治君) 水道課長。

水道課長(野村久雄君) これは、2月いっぱいに工事を完成させたいと思っております。

議長(山田弘治君) 他に。

他にないようですので、これで本案に対する質疑を終結をいたします。 これから、討論を行います。討論はありませんか。

#### 〔討論なし〕

議長(山田弘治君) 討論なしと認めます。これで本案についての討論を終結いたします。 これより、議案第 102 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。 議案第 102 号を、原案のとおり可決することに賛成の方は、挙手を願います。

〔 賛成者 挙手〕

- 議長(山田弘治君) 挙手、全員であります。よって、議案第 102 号、平成 21 年度佐用 町簡易水道事業特別会計補正予算案(第4号)の提出については、原案のとおり可決をさ れました。
- 日程第 11. 議案第 103 号 平成 21 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算 案(第4号)の提出について
- 議長(山田弘治君) 続いて、日程第 11、議案第 103 号、平成 21 年度佐用町特定環境保 全公共下水道事業特別会計補正予算案(第 4 号)の提出についてを議題といたします。 これから質疑を行います。質疑のある方は。ありませんか。

#### 〔質疑なし〕

議長(山田弘治君) ないようですので、これで本案に対する質疑を終結をいたします。 これから、討論を行います。討論はありませんか。

#### 〔討論なし〕

議長(山田弘治君) 討論なしと認めます。これで本案についての討論を終結をいたしま す。

これより、議案第 103 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。 議案第 103 号を、原案のとおり可決することに賛成の方は、挙手を願います。

## 〔賛成者 挙手〕

- 議長(山田弘治君) 挙手、全員であります。よって、議案第 103 号、平成 21 年度佐用 町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算案(第4号)の提出については、原案の とおり可決をされました。
- 日程第 12. 議案第 104 号 平成 21 年度佐用町生活排水処理事業特別会計補正予算案(第 2 号) の提出について
- 議長(山田弘治君) 続いて、日程第 12、議案第 104 号、平成 21 年度佐用町生活排水処理事業特別会計補正予算案(第 2 号)の提出についてを議題といたします。 これから質疑を行います。質疑のある方。

## 〔鍋島君 挙手〕

議長(山田弘治君) はい、鍋島議員。

21番(鍋島裕文君) じゃあ、5ページお願いいたします。合併浄化槽の関係で、工事請負金4,200万円の減額については、提案の中で、基数、見込み減ということで、提案説明

がありましたけれども、補正1号が8,300万円ですから、半額ということであります。この基数見込み減の内容ですね、なぜ、そういうことになったのかということ。

それから、その上の修繕料の1,000万円もあわせて説明を願います。

## 〔下水道課長 挙手〕

議長(山田弘治君) はい、下水道課長。

下水道課長(寺本康二君) お答えします。

まず、需用費で 1,000 万円を挙げている、この分でございます。修繕料でございますが、 1,820 基の内 172 基ほど、ブロアーとか、いろんな格好で、浸水とか、そういう形で被害 出ております。これについて、前の説明をしておりましたとおり、 2 年前からブロアーを 更新しておりまして、それを保管しておりました。というのは、チャンバー等が、もうメーカーが作らなくなったということで、それを、たまたま保管していたのを、災害時に、 盆前だったので、もう、それを充当しました。 福吉の浄化センターに置いておったんを。 ところが、当然、こういう形の分については、もう製作云々ができませんので、それを充てるという格好の中で計上しております。

それと、汚泥の抜き取りとか、清掃とか、そういう形を、1個1個ですれば小さな金額になるので、工事請負費じゃなくて、修繕費という形に挙げました。

それから、4,200 万、大きな金額になりますけども、当初、浄化槽そのものをやりかえるとか、そういう形の中で、災害時、8月17日の段階には、大きな数量が要るやろうと。全く未知数の状態で、大きな金額をみておりましたけれども、現実的に浄化槽を全面的に改良するという、やりかえるという形の基数としては、7基程度で終わるとか、そういう形の中で、大幅に減額しております。未だ、調子が悪いとか、そういう格好の中の分を、ちょっと残しておりますけれども、最終的には、本年度の段階で、けりをつけようとは思っております。以上です。

議長(山田弘治君) 他に。

他に、質疑がないようですから、これで本案に対する質疑を終結いたします。 これから、討論を行います。討論はありませんか。

### 〔討論なし〕

議長(山田弘治君) 討論なしと認めます。これで本案についての討論を終結いたします。 これより、議案第 104 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。 議案第 104 号を、原案のとおり可決することに賛成の方は、挙手を願います。

#### 〔替成者 举手〕

議長(山田弘治君) 挙手、全員であります。よって、議案第 104 号、平成 21 年度佐用 町生活排水処理事業特別会計補正予算案(第 2 号)の提出については、原案のとおり可決 をされました。

#### の提出について

議長(山田弘治君) 続いて、日程第13、議案第105号、平成21年度佐用町西はりま天 文台公園特別会計補正予算案(第3号)の提出についてを議題といたします。 これから質疑を行います。質疑のある方。

#### [岡本義君 挙手]

議長(山田弘治君) はい、岡本義次議員。

4番(岡本義次君) 台長に、ちょっとお伺いしますけれど、イベントなんかが中止になってですね、金額、それから、人の異動の分ですね、まあ、減っておるんですけれど、これについては、どういうイベントが中止になってですね、そして、またなお且つ、今、こういう災害があってからの、いわゆる入り込み客いうんか、お客様は、どんな状態でしょうか。

〔天文台公園長 挙手〕

議長(山田弘治君) はい、天文台公園長。

天文台公園長(黒田武彦君) はい、お答えいたします。

8月の9日の、あの忌わしい台風でですね、12日の、毎年やっておりますイベントが中止になりました。これが一番大きなイベントの中止なんですけれども、9月1日から普通の営業と言いますか、やり始めまして、お客様の入りは、例年と変わりなく推移しております。

[岡本義君「イベントの中身は何でしたか。その12日の」と呼ぶ]

天文台公園長(黒田武彦君) あの、スターダストinおおなで。

〔岡本義君「ああ、ああ、分かりました」と呼ぶ〕

議長(山田弘治君) はい、他に。

他にないようですから、これで本案に対する質疑を終結いたします。 これから、討論を行います。討論はありませんか。

### 〔討論なし〕

議長(山田弘治君) 討論なしと認めます。これで本案についての討論を終結をいたしま す。

これより、議案第 105 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。 議案第 105 号を、原案のとおり可決することに賛成の方は、挙手を願います。

### 〔賛成者 挙手〕

議長(山田弘治君) 挙手、全員であります。議案第 105 号、平成 21 年度佐用町西はりまて文台公園特別会計補正予算案(第3号)の提出については、原案のとおり可決をされました。

日程第 14. 議案第 106 号 平成 21 年度佐用町笹ケ丘荘特別会計補正予算案(第1号)の提出に ついて

議長(山田弘治君) 続いて、日程第 14、議案第 106 号、平成 21 年度佐用町笹ケ丘荘特 別会計補正予算案(第 1 号)の提出についてを議題といたします。 これから質疑を行います。質疑のある方。

[岡本義君 挙手]

議長(山田弘治君) 岡本義次議員。

4番(岡本義次君) 2ページのね、11番、需用費の中で 107万 9,000円、賄の分でございますけれど、これらについては、災害の時に、被災者の方が、ある程度、入居されておったりしてですね、客が減った分に対しての、この賄費も、もう減ってきたと。そういうような中身でよろしいんですか。

〔商工観光課長 挙手〕

議長(山田弘治君) 商工観光課長。

商工観光課長(廣瀬秋好君) そのとおりでございます。災害のためにお客さんを入れなかったということで、賄材料が減ったということです。

議長(山田弘治君) 他に。

〔笹田君 挙手〕

議長(山田弘治君) 笹田議員。

5 番(笹田鈴香君) 同じ 2 ページなんですが、臨時職員の賃金が、マイナス 112 万 5,000円。それとアルバイト賃金が、21 万 7,000円なんですが、この関連性があるのかどうか、この理由をお願いします。

議長(山田弘治君) 商工観光課長。

商工観光課長(廣瀬秋好君) この臨時職の賃金につきましては、1つの原因としては、臨時職員が1人定年になりました。で、その後、そのまま、慣れておりますので、雇用するということで、下の委託料の方にまわりました。これ、どういうことかと言うと、シルバー人材センターの方に加入していただいて、そのまま雇用したということで、イコールではないんですけども、動きとしては、そういうことです。

それと、災害のために、勤務の調整をしました。お客さんない時に、普通の勤務状態で はないということで、最低の部分で抑えて、勤務の調整をした。

それから、職員も被災をしましたので、勤務もできなかったというようなこともありました。で、それのカバーとして、アルバイトで急遽、急遽やなしに、ずっとアルバイトいうのは、普段でもアルバイトがあるんですけども、そのアルバイトを、勝手な時間に来てくれということになりましたので、アルバイトに来ていただいてカバーしたということになります。

〔笹田君 挙手〕

議長(山田弘治君) はい、笹田議員。

5番(笹田鈴香君) 今、臨時職員の件なんですけど、退職をして、その後、シルバーへ移って、そこからいうことなんですけど、その時に、シルバーとは、また別個のものだと思うんですけども、定年を、一応されたわけですから、そこで、臨時職員が辞めているわけですから、本来なら、正職員が、一番いいんですけれども、臨時職員が辞めたいうことであれば、臨時職員を雇うと。その雇用の上でね、するのが、本来かと思うんですけど、なぜ、それをされなかったのか、お尋ねします。

議長(山田弘治君) 商工観光課長。

商工観光課長(廣瀬秋好君) 言われるとおり、臨時職員が減ったということで、臨時職員を募集ということが一番いいんですけども、実は、これ厨房の職員でございまして、直ぐに、厨房で慣れてもらうというのは難しいということで、立場が違うけども仕事を、長いことじゃないんですけれども、当分、他の人が慣れるまで、勤務をして欲しいということで、今回は、そういう処置を取らせていただきました。

〔笹田君 挙手〕

議長(山田弘治君) はい、笹田議員。

5番(笹田鈴香君) そしたら、当分ということなんですけども、年度末いうこともあるんで、今年度いっぱいとか、そういうことは、考えておられないんですか。 それと同時に、その募集をされているかどうか。

議長(山田弘治君) 商工観光課長。

商工観光課長(廣瀬秋好君) 1人は、実は、今回、募集をしまして、これは賄の方なんですけども、新しく入れました。で、ここにつきましては、今年度いっぱい様子を見て、募集をするかどうかというのは、年度いっぱい様子を見よったら、新しくできないんですけども、もう少し、様子を見て、年度で変えるかどうか、検討していきたいと思います。

議長(山田弘治君) はい、他に。

〔金谷君 挙手〕

議長(山田弘治君) はい、金谷議員。

6番(金谷英志君) 一番下の、使用料及び賃借料で、寝具借上料とあるんですけど、これの説明。

議長(山田弘治君) 商工観光課長。

商工観光課長(廣瀬秋好君) これは、災害とは、ちょっと関連がないんですけども、実は、 今年度からサッカーの合宿を契約ができまして、多く来ていただいております。そのため に、寝具が不足するというような状況がありました。それと、回転も速くなったというこ とで、その分の寝具を借りたということになります。

## 〔金谷君 挙手〕

議長(山田弘治君) はい、金谷議員。

6番(金谷英志君) この度は、合宿で、突発的な言うたらあれですけど、今後ね、合宿に来てくれるお客さんを増やすいう意味での、まとまったお客さんが来ると思うんですけれども、今後の対応として、やっぱり借り上げるんか。やっぱり、笹ヶ丘荘として、寝具は用意しておく、そういう、方向としては、どうでしょうか。

議長(山田弘治君) 商工観光課長。

商工観光課長(廣瀬秋好君) そのへん、一番有利な方法で考えていきたいと思うんですけれ ども、今のところ、今年は、こういう状態になって、来年も頼みますわというような話も あるんですけども、そのサッカーの合宿を長期的に、確保を完全にできるかどうかという のは、不安なところがありますので、そのへんの話を進めながら、一番有利な方法で対応 していきたいというふうに思います。

# 〔金谷君 挙手〕

議長(山田弘治君) はい、金谷議員。

6番(金谷英志君) そのお客さん増える、増やすいうのは良かった。サッカーに限らずね、それは、イベントいろいろありますから、野球にしてもありますから、大学の合宿なんかも、よう、志んぐ荘なんかでも使われるいうことを聞いてますから、それを、そのへんで、やっぱり、それを用意した上で、やっぱりこれだけの、笹ヶ丘では、受け入れる用意があるということを踏まえた上で、それやっぱり進めていきたい。進めていただきたいと思うんですけれども。いかがでしょう。それもっと、合宿のお客さんを増やすようにね、取り組んでいただきたいと思うんですけれども。

議長(山田弘治君) はい、商工観光課長。

商工観光課長(廣瀬秋好君) これから、増やしていくのは、そういうことを、合宿を増やし

たりとかということの努力が必要やというふうに思います。

で、購入して、やる方がいいのか。これは、借りてしたんですけども、どちらがいいのか、そのへんも検討して、できるだけ収益が上がる方法を検討していきたいというふうに思います。

議長(山田弘治君) はい、他に。

他にないようですので、これで本案に対する質疑を終結をいたします。 これから、討論を行います。討論はありませんか。

### 〔討論なし〕

議長(山田弘治君) 討論なしと認めます。これで本案についての討論を終結をいたしま す。

これより、議案第 106 号を採決をいたします。この採決は、挙手によって行います。 議案第 106 号を、原案のとおり可決することに賛成の方は、挙手を願います。

## 〔賛成者 挙手〕

議長(山田弘治君) 挙手、全員であります。よって、議案第 106 号、平成 21 年度佐用 町笹ヶ丘荘特別会計補正予算案(第1号)の提出については、原案のとおり可決をされま した。

日程第 15. 議案第 107 号 平成 21 年度佐用町歯科保健特別会計補正予算案(第1号)の提出に ついて

議長(山田弘治君) 続いて、日程第 15、議案第 107 号、平成 21 年度佐用町歯科保健特別会計補正予算案(第 1 号)の提出についてを議題といたします。 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

# 〔吉井君 挙手〕

議長(山田弘治君) 吉井議員。

20番(吉井秀美君) 今回の補正は、この間の11月26日に、職員の給与に関する条例 の改定があったわけですけれど、それに伴うものですね。

### 〔総務課長兼財政課長 挙手〕

議長(山田弘治君) 総務課長兼財政課長。

総務課長兼財政課長(坪内頼男君) はい、そのとおりです。

議長(山田弘治君) 他に。 ないようですので、これで本案に対する質疑を終結をいたします。 これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔吉井君 挙手〕

議長(山田弘治君) 吉井議員。まず、反対の方から。

20 番(吉井秀美君) この 107 号の歯科保健特別会計補正予算に反対の討論をいたします。

これまであった補正については、町民的に、やらないといけない事業等が、組み込まれているんですけれど、この会計につきましては、先ほど、質問しましたように、職員の給与に関する条例の一部改定で、職員にとって、非常に問題のあるものなので、反対をします。

議長(山田弘治君) 賛成討論の方はありませんか。

これで本案についての討論を終結をいたします。

これより、議案第107号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。

議案第107号を、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を願います。

### 〔賛成者 挙手〕

議長(山田弘治君) 挙手、多数であります。よって、議案第 107 号、平成 21 年度佐用 町歯科保健特別会計補正予算案(第1号)の提出については、原案のとおり可決をされま した。

日程第 16. 議案第 108 号 平成 21 年度佐用町農業共済事業特別会計補正予算案(第1号)の提出について

議長(山田弘治君) 続いて、日程第 16、議案第 108 号、平成 21 年度佐用町農業共済事業特別会計補正予算案(第 1 号)の提出についてを議題といたします。 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[平岡君 挙手]

議長(山田弘治君) 平岡議員。

18番(平岡きぬゑ君) 7ペーシの歳出で、人事異動に伴う減額ということで、1,691万7,000円が計上されて、補正されているんですけれど、提案の時に、説明も人事異動ということなんですけど、人員が三日月にあった時から、大きく減っていると。そういうことの内容だと思うんですけど、実態として、減ったことに伴って、仕事上は、特に支障がないですか。その人事異動の関係について、1つはお尋ねしたいのと。

それから、もう1点は、災害に伴った、その共済の農作物掛金の関係ですけど、保険金とか、補正が組まれているわけですけど、この、より内容的に、主なものなどについて、 説明をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

### 〔農林振興課長 挙手〕

議長(山田弘治君) はい、農林振興課長。

農林振興課長(小林裕和君) まず最初のですね、人事異動に伴うもの、三日月の支所にですね、農業共済課として、本年の3月31日までありました。4月1日からですね、機構改革によって農林振興課の1係になりました。三日月におる時はですね、課長以下職員5名の6名でした。今は、農業共済係と、4名の職員がおります。業務についてはですね、農林振興課にもですね、土地改良係、農振係、農政係等おりますので、今回の災害においてもですね、お互い助け合いながらですね、協力し合いながら業務をこなしました。災害においてはですね、大変こう、職員には苦労をかけたわけですけども、業務の支障ということまでですね、目立たないようなですね、業務をやってきたというふうに考えております。

それと、水稲の共済金ですけども、本年の8月9日の水害でですね、水稲の収穫量が落ちました。被害率としてはですね、3割以上になったのは、28パーセントぐらいになっております。共済の共済金としては4,940万余り等のですね、共済金は支払うような形になりまして、近年においてはですね、水稲共済金は、今回の水害は突出しているような状況になります。

議長(山田弘治君) はい、他に。

ないようですので、これで本案に対する質疑を終結いたします。 これから、討論を行います。討論はありませんか。

#### 〔討論なし〕

議長(山田弘治君) 討論なしと認めます。これで本案についての討論を終結いたします。 これより、議案第 108 号を採決をいたします。この採決は、挙手によって行います。 議案第 108 号は、原案のとおり可決することに賛成の方は、挙手を願います。

### 〔賛成者 挙手〕

議長(山田弘治君) 挙手、全員であります。よって、議案第 108 号、平成 21 年度佐用 町農業共済事業特別会計補正予算案(第1号)の提出については、原案のとおり可決をさ れました。

日程第 17. 議案第 109 号 平成 21 年度佐用町水道事業会計補正予算案(第2号)の提出について

議長(山田弘治君) 続いて、日程第 17、議案第 109 号、平成 21 年度佐用町水道事業会 計補正予算案(第 2 号)の提出についてを議題といたします。

これから質疑を行います。まず、質疑はありますか。

〔岡本義君 挙手〕

議長(山田弘治君) 岡本義次議員。

4番(岡本義次君) 9ページの資本的支出の分で、4番の工事請負費の中でですね、2,720万、災害復旧工事の不足額ということで挙がっておりますけれど、通常の物で交換とあれば、損益勘定になるわけでございますけれど、新たに、この資本的支出になった、その理由とですね、どこの部分かというんが1件と。

それから 13 ページの固定資産のですね、八のですね、構築物の減価償却の分ですね、9,100 何ぼや、これ 80 万 5,000 円と、その下の二のですね、機械の、これちょっと金額的に、これちょっと多いように思うんですけれど、どの部分がですね、こういうふうな、今年度該当しておるんかどうか。

## 〔水道課長 挙手〕

議長(山田弘治君) 水道課長。

水道課長(野村久雄君) 資本的支出の災害復旧費の 2,720 万の追加ですが、これにつきましては、災害復旧は、現在の施設の復旧事業ですので、資本的支出の対象となります。

それで、この不足額につきましては、この度の災害査定を受けました。その結果によりまして、不足額が生じた分を補正しております。

それから、減価償却の関係ですけれども、固定資産の減価償却の構築物の下の欄。それから、機械及び装置ですか、これの下の欄と言いますのは、これまでの減価償却の累計額でございますので、これについては、前から変更はございません。決算時期に、また今年度の償却分を計上する形になります。以上でございます。

議長(山田弘治君) はい、他に。

〔鍋島君 挙手〕

議長(山田弘治君) 鍋島議員。

21番(鍋島裕文君) 関連で、9ページの関連では、災害復旧工事の 2,720 万ということで、中区加圧ポンプ場、久崎浄化センターというふうに、説明聞いておりますけども、どうですかね、その中区も、非常に危険性を感じながら動いているみたいですけども、これの完成ですね。いつまでに、この復旧工事、完成するのかということ。内容についてお願いします。

それから、8ページでは、災害保険金、共済金で 42 万円。これ鉄管探知機らしいですけども、こういう共済というのは、鉄管探知機以外にも、いろいろかけておられるんかどうか。そのあたりの内容について。

議長(山田弘治君) 水道課長。

水道課長(野村久雄君) はい。中区加圧ポンプ場の復旧時期ですが、今からでしたら、ちょっと今年度間に合いませんので、機器等の製作が必要ですので、間に合いませんので、来 年度早期に着手したいと思っております。

それから、次に、建物災害の共済金ですから、これは、鉄管探知機でかけておるんですけれども、その他のリスト言うんですか、その他の内容については、ちょっと、ここに資

料がございませんので、できたら後ほどということで、お願いしたいと思います。

21番(鍋島裕文君) はい。

議長(山田弘治君) 他に。

ないようですので、これで本案に対する質疑を終結いたします。 これから、討論を行います。討論はありませんか。

### 〔討論なし〕

議長(山田弘治君) 討論なしと認めます。これで本案についての討論を終結をいたしま す。

これより、議案第 109 号を採決をします。この採決は、挙手によって行います。 議案第 109 号を、原案のとおり可決することに賛成の方は、挙手を願います。

#### 〔賛成者 挙手〕

議長(山田弘治君) 挙手、全員であります。よって、議案第 109 号、平成 21 年度佐用 町水道事業会計補正予算案(第 2 号 )の提出については、原案のとおり可決をされました。

日程第 18. 議案第 110号 物品購入契約の締結について(給食配送車購入事業)

議長(山田弘治君) 続いて日程第 18、議案第 110 号、物品購入契約の締結について、給 食配送車購入事業を議題といたします。

本件は、本日追加提案の案件となります。なお、議案書は予定案件として前もって配布いたしており、ご熟読のことと思いますので、会議の進行上、議案朗読を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

### 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(山田弘治君) ご異議ないと認めます。よって、そのように決しました。 それでは、提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逧典章君。

#### 〔町長 庵逧典章君 登壇〕

町長(庵逧典章君) それでは、ただ今、上程をいただきました議案第 110 号、物品購入 契約の締結についてのご説明を申し上げます。

学校給食センターの建築に伴い、新たな食器・食缶に合わせた規格の2トンコンテナ搬送車4台を、新規購入するもので、11月27日、町内業者13社による見積入札を行いました。

契約につきましては、契約金額 2,280 万円で、佐用町佐用 2892 番地 4、有限会社森本モータース、代表取締役、森本孝吉氏に落札決定をいたしましたので、佐用町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第 3 条の規定に基づき、議会の議決をお願いするものでございます。

ご承認を賜りますように、お願いを申し上げ、説明とさせていただきます。

議長(山田弘治君) 提案に対する当局の説明が終わりました。

ただ今議題にいたしております、議案第 110 号につきましては、12 月 22 日の本会議で質疑、討論、採決を予定いたしておりますので、ここで議事を打ち切りたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(山田弘治君) ご異議ないと認めます。よってそのように決します。

議長(山田弘治君) 以上をもちまして、本日の日程は終了しました。

以上をもちまして、本日の日程は終了いたしました。

お諮りをいたします。明 12 月 11 日から 21 日まで、委員会等開催のため、本会議を休会いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(山田弘治君) ご異議ないと認めます。よってそのように決します。 次の本会議は、来る 12 月 22 日午前 9 時 30 分より再開します。 それでは、本日はこれにて散会をいたします。どうもご苦労様でした。

午後02時20分 散会